

# 香港進出に関する制度情報

2012年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

香港事務所

## はじめに

ジェトロ香港事務所では、海外に進出している日系企業からの、現地の法律、会計制度、税制、労務等に関する様々なご質問やご相談に、日常적으로お答えしております。今回、日系企業の皆様からよくある問い合わせに対応しうよう、香港でビジネスをしていく上で必要となる基礎的な制度情報（2012年3月末時点）を取りまとめました。本冊子が皆様の円滑なビジネス活動の一助となれば幸いです。

なお、本冊子の作成にあたっては、香港のNACグローバル社に多大な協力をいただいております。

本冊子に関するお問い合わせ先：

**JETRO Hong Kong**

Room 4001, 40/F., Hopewell Centre,

183 Queen's Road East, Wan Chai, Hong Kong

(TEL)+852-2526-4067

(FAX)+852-2868-1455

### 【本報告書の利用についての注意・免責事項】

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）香港事務所がNACグローバル社に作成委託し、2012年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合がございます。

ジェトロは、本冊子の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本冊子は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本冊子の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発効する可能性があります。

本冊子には、ジェトロの公式見解ではなく外部委託先の論考、意見が含まれます。これらについてジェトロは一切の責任を負うものではありません。

非売品  
不許複製  
禁無断転載

## 目次

香港の政治・行政・立法 .....	P4～6
会社設立、組織変更.....	P7～20
会計・税務.....	P21～53
その他（労務） .....	P54～68

## 香港の政治・行政・立法

### ◇ 政治

イギリス植民地時代の香港は、イギリス女王により任命された香港総督が全面的に統治権を担い、行政機能や立法をすべて統括していた。元々から中国本土からの移民である中国系住民（華人）が多く、どちらかという中国本土に連動したナショナリズムが存在していたが、1949年に中華人民共和国が建国され、多くの避難民が香港に流入したことが原因で、香港政府は中国本土との境界線を閉鎖、それ以来、香港人としてのアイデンティティが強まった。1992年に就任した最後の香港総督クリストファー・パッテン氏は、1995年に議会の民選化を進めた一方で、1997年のイギリスから中国への香港返還後は、800人（定員、2012年3月時点で1,200人）のメンバーからなる選挙委員会での行政機関の首長である行政長官の選出及び国务院による任命、並びに立法機関である臨時立法会の設置等が行われた。

中国は、「返還後50年間は香港の政治体制を変更しない」ことを約束し、香港は2047年までは特別行政区として、香港特別行政区基本法（以下「基本法」とする）の下、自治権を有することになるが、外交および軍事については、中国中央政府の管轄となっている。上述した基本法の下、行政長官及び立法会議員の選出方法は、直接選挙に移行することが規定されており、全国人民代表大会常務委員会（全人代）は行政長官の選出は2017年から、立法会議員の選出は2020年から可能であるとの判断を下している。

### ◇ 香港特別行政区行政機関

香港政府の首長は、行政長官である。新聞やメディアでは、特首と略称を用いられることが度々ある。行政長官の諮問機関として、行政長官が主席（議長）を務め、香港政府の重要な政策などを議論する行政会議が存在する。行政会議のメンバーは、15名の主要官員（司長や局長）と14名の非官守成員（非官職メンバー）で構成されており、一見内閣に相当する感があるが、行政権はあくまで行政長官に委ねられているので、いわば行政長官の諮問機関に相当する。メンバーの任期は、そのメンバーを指名した行政長官の任期を超えない範囲で、特に定めがないものとなっている。因みに、主要官員の任命は、行政長官と同じく国务院によってなされる。行政会議における議論については、メンバー全員に守秘義務があり、非公開厳守とされている。

司長とは、行政長官を直接補佐する役職で、筆頭である政務司司長がすべての局および局長を指導、政策全般の策定や実施について行政長官を補佐する。財務司司長は、序列第二位とされ、財政や金融、貿易や経済等に関する政策の策定と実施に関して行政長官を補佐し、それらに係る局及び局長の指導に当たる。律政司司長は、行政長官の法律顧問とし

での役割と、香港政府の法律関連事務を管掌している律政司という部門を統括しており、局及び局長を指導する立場にはない。なお、律政司にはその業務の性格上、幹部以上はすべて弁護士資格を保持している。

局長は、各分野における政策を策定する部局の長であり、各司長の指導の下、職責分野の政策策定に従事する。

#### ◇ 香港特別行政区立法会

香港特別行政区立法会は、香港の立法機関で、立法機能のほか、公益に係る討論、予算の精査及び承認、行政長官による施政方針の受理および討論、並びに終審法院の裁判官と高等法院の裁判長の任命と解任を司る。2012年現在、定数は60議席の一元制、中選挙区制から選出される30議席、および各業界の代表や行政議会議員から成る職能団体によって選出される30議席から構成されている。なお、2012年の次回選挙以降は、定数は70議席となる（内訳は前者が35議席、後者が35議席）。

#### ◇ 香港特別行政区司法機構

香港では、終審法院（最高裁に相当）、高等法院（高裁に相当）、区域法院（地方裁判所に相当）が各1院のみ設置されており、その他裁判法院（刑事裁判所に相当）が7院、審裁処（簡易裁判所に相当）が設置されている。裁判は三審制である。

終審法院の長である終審法院首席法官は、香港司法機構の長でもある。上訴・上告のみを取り扱い、基本法も自治権に係る事項は解釈できるとされているが、中国中央政府に関連のある条文の解釈が必要な場合で、その解釈が判決に影響を及ぼすと考えられる場合、終審法院が判決を下す前に、全人代常務委員会に該当条文の解釈を求めることとされている。高等法院は、香港で最高レベルの第一審法廷である原訟法廷と、下級裁判所からの上訴・上告を取り扱う上訴法廷に分かれている。香港返還前は、高等法院は最高法院と呼ばれ、最高裁の地位にあった。

区域法院は、民事事件の第一審、及び比較的重大な刑事事件の第一審を行い、家庭裁判所に相当する家事法廷が設置されている。

裁判法院は、刑事事件の第一審を行うが、事件の重大性が大きい場合、区域法院や高等法院へ移管することもある。未成年の刑事事件を取り扱う少年法廷が設置されている。審裁処としては、土地紛争に関する審理を行う土地審裁処、労使紛争に係る審理を取り扱う労資審裁処、5万香港ドル以下の金銭に係る民事裁判を行う小額債審裁処、猥褻な出版物や映像を審理する淫褻物品審裁処、律政司から送検された不審な死亡について、死因裁判官と陪審員が審理を行う死因裁判法廷が存在する。

いわゆる裁判官にあたる法官の任命について、終審法院及び高等法院の首席法官は、行政長官が指名し、立法会での承認を受け、全人代常務委員会の任命を受ける。首席法官となる条件として、外国に永住権を持たない中国公民でなければならない。それ以下の法官

については、過去の法官経験者や司法有識者から成る独立委員会によって推挙され、行政長官が任命する。

香港では、陪審団制度が導入されており、21歳以上65歳未満の香港居民の中から、高等法院司法常務官による抽選で選出される。選出された場合、正当な理由があると認められない限り拒否権はなく、無断欠席は罰則の対象となる。雇用主は、従業員が陪審団に選出された場合、参加を阻止することはできず、それを妨害・違反をした場合、2万5千香港ドルの罰金と3ヶ月間の禁固刑が課される。

## 会社設立・組織変更

### 進出形態

#### 現地法人、支店、駐在員事務所の比較

項目	現地法人	支店	駐在員事務所
メリット	低税率の享受 迅速な意思決定	日本本社によるコントロール	簡易
営業活動	可	可	不可（情報収集、本社営業の補助のみ）
会社登記	必要	必要	不要
事業登記 （税務局）	必要	必要	必要
会計	香港の会計原則により決算を行う	本店の会計方針により決算を行う	試算表の作成
会計監査	每期必要	不要	不要
税務	毎年事業所得税の申告・納税が必要。株主構成、事業内容等によってはタックスヘイブンを活用し、香港の税制の対象となる。	毎年事業所得税の申告・納税が必要。最終的には、本社との合算により日本において課税されるが、香港での納税額については税額控除の対象となる。	営業活動を行っていないので原則課税は発生しない。但し、数年に1度、申告書の提出を要する。
税務上の損失	永久に繰り越しでき、将来の所得と相殺できる。	香港支店の損失は、日本本社の利益と相殺される。	
会社内容の開示	香港現地法人の会社登記事項が会社登記局にて公開される。財務諸表は公開されない。	日本本社の登記事項の内容が公開される。会社の財務諸表及びその英訳を会社登記所に提出。	

（注）ワンストップサービスにより、会社登記（会社登記局）と事業登記（税務局商業登記署）については、申請を一度で行うことが可能

## 外国法人の香港駐在員事務所

海外で合法的に登記設立された企業がその一事業所を香港に設置した形態となる。

「駐在員事務所」は会社登記局（Company Registry）への登記は必要とされないが、税務局商業登記署への「商業登記証」（Business Registration Certificate）の登録が必要となり、年次更新を行う義務がある。

「駐在員事務所」のメリットとしては、現地法人、香港支店と比較すると開設、閉鎖手続が簡単であり、登記の年次更新は、商業登記証だけで、維持管理が比較的容易であることである。香港での経費は、本店で負担。従業員の雇用も可能である。会計監査を受ける必要がなく、事業所得税は、原則課税は発生しないが、数年に1度、法人税申告書が税務局より発行される場合に対応するのみとなる。

デメリットとしては、営業活動ができないという点と香港の低税率、税務面での優遇を受けることができない。

### ・駐在員事務所の設立の手順

1. 本店の下記に記載した登記書類について、英文翻訳を行い、翻訳者が双方の言語に精通している翻訳証明を受ける。翻訳証明は、日本国公認会計士或いは弁護士による。  
(必要書類)
  - ・ 本店の登記簿謄本
  - ・ 本店の登記簿謄本の英訳（原本証明）
2. 登記に必要な書類を会計事務所にて作成
3. 2の書類へ本店の取締役が署名
4. 3の書類を香港税務局商業登記署（Inland Revenue Department、Business Registration Office）へ提出し、商業登記証（Business Registration Certificate）を申請
5. 申請日に商業登記証の発行
6. 登記手続完了
7. 事務所の賃貸契約、駐在員ビザ申請などの手続

- ・設立登記後の駐在員事務所の運営について  
会社登記局への登記は不要で、毎期、商業登記証の更新のみを、税務局に行うことになる。

## 海外法人の香港支店

海外で合法的に登記設立済の企業がその支店を香港に設置した形態となる。

「香港支店」は、営業活動が可能である。設立時には、会社登記局（Company Registry）、及び税務局商業登記署へ商業登記証（Business Registration）の登記が必要となる。

登記申請の際には、本店の定款、登記簿、直近の決算書の翻訳証明付英訳を会社登記局へ提出するとともに、香港に住所を持つ香港支店の支店代表者を登記する。また、香港支店として登記された日を以って、毎年「年次報告書」（Annual Return）という登記簿の更新と本店の決算書（英訳）の登記更新が義務付けられているが、会計監査は、法的に実施を義務付けられていない。

「香港支店」のメリットとしては、法的に会計監査が義務付けられておらず、香港での損益は、本店所得に合算されるため、進出当初、損失が計上されると見込まれる状況下では、当該損失額が、本店収益と相殺されることである。従業員の雇用も可能である。

デメリットとしては、会社登記局との関係で、年次で、本店の定款、登記簿、決算書の翻訳と翻訳証明に係る登記更新が義務付けられていることから、翻訳、証明などの手続が必要となり、手間がかかることである。営業活動がある場合、原則として毎年、事業所得税申告を行う必要がある。支店の債務に対して、本店が債務履行責任を負う。支店閉鎖時には、閉鎖登記日から1年間は、会社登記局へ香港支店代表者の登記を残すことが必要となる。

### ・香港支店の設立の手順

1. 下記登記書類について、英文翻訳を行い、翻訳者が国際公証人による翻訳証明を受け  
る。翻訳者が日本在住の場合は、日本の国際公証人（Notary Public）の公証、翻訳者が香港在住であれば、香港の国際公証人による翻訳証明が必要となる。

（必要書類）

- ・ 本店の定款
- ・ 本店の登記簿謄本
- ・ 本店の取締役リスト（氏名、住所、全て英文）
- ・ 連結決算書（ある場合）

- ・ 監査報告書（ある場合）
  - ・ 取締役報告書（ある場合）
  - ・ 香港支店の代表者となる方の氏名、香港住所、パスポートコピー
2. 登記に必要な書類を会計事務所にて作成
  3. 2の書類へ香港支店代表者が署名
  4. 3の書類を会社登記局（Companies Registry）へ申請提出
  5. 会社登記局が、香港支店登記証明書を発行（申請から発行まで2.5週間）
  6. 香港税務局商業登記署（Inland Revenue Department、Business Registration Office）へ商業登記証（Business Registration Certificate）の申請
  7. 申請日に商業登記証の発行
  8. 香港支店の会社印の作成
  9. 設立手続完了
  10. 銀行口座開設のため登記書類原本証明の準備
  11. 銀行口座開設手続（詳細は銀行へ確認が必要）
  12. 事務所の賃貸契約、駐在員ビザ申請などの手続
- ・ 設立登記後の香港支店の運営について  
香港の法規に準拠しての営業活動に対しては、制限がない。但し、運営に際し、事業内容によっては、別途ライセンスを必要とする事業もある。  
香港の会社条例では、会計監査を義務付けられていないが、香港を源泉とする事業所得が発生する場合には、毎年、事業所得税の申告・納税が必要となる。

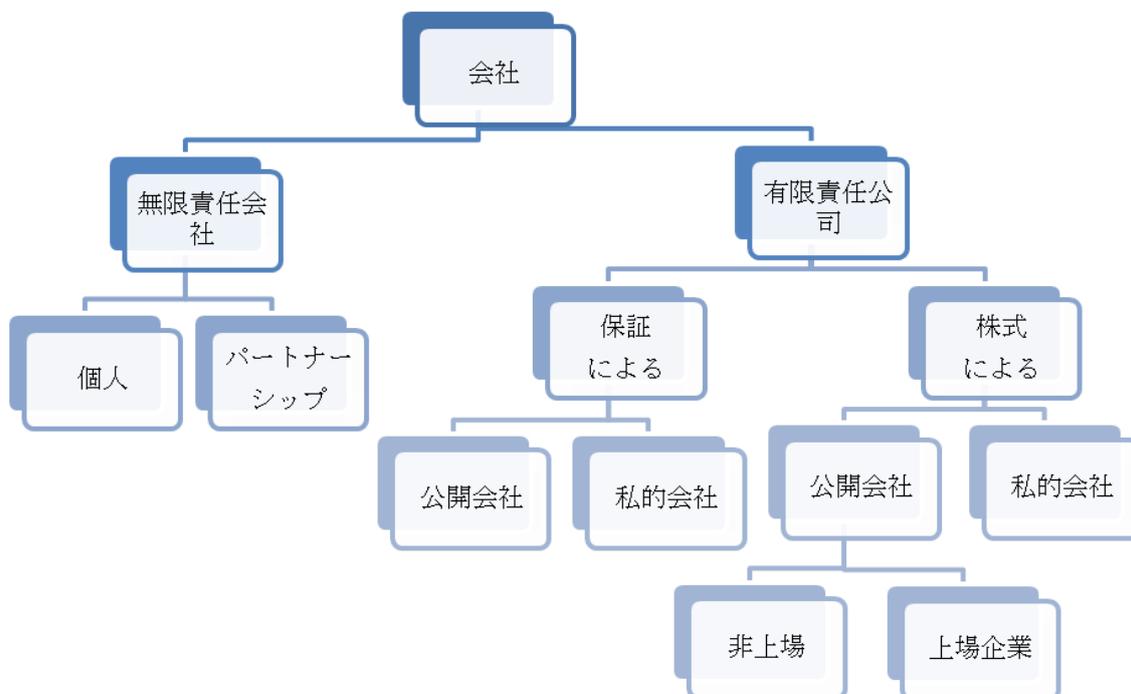
会社登記局に対しては、毎年、香港支店設立登記日から42日以内に会社登記局所定の「年次報告書」、「本店の監査済報告書（英文）」を提出することが、義務付けられている。42日を過ぎた場合には、罰金が課される。

この時、本店の監査済報告書を提出することになるが、もし、本店の監査済報告書が英語以外の言語で作成されている場合には、国際公証人による翻訳者の翻訳証明を行ったうえで、会社登記局へ提出しなければならない。

税務局商業登記署との関係では、香港支店設立登記日から1年間有効の「商業登記証」を毎年更新しなければならない。更新の遅延、或いは怠った場合には、罰金が課される。

## 現地法人

香港会社条例（Companies Ordinance）に基づき設置される会社は、以下のように分類される。



### ・無限責任会社（Unlimited Company）

無限責任会社における各社員は、会社債務について個人的に無限責任を有する。

#### パートナーシップ（Partnership）

パートナーシップは、事業目的のために集まったパートナーの集合体で、各パートナーがパートナーシップの債務につき、個人的に責任を負う形態。

#### 個人事業（Sole Proprietorship）

個人事業は、法人格を持たず、会社形態ではなく個人が事業主となって営業活動を行う。事業主個人が個人的に無限責任を負う形態。税務局商業登記署に、事業登記を行い「商業登記証」を受領する。税務申告は行うが、会計監査を受ける必要はない。

### ・有限責任会社（Limited Company）

#### 株式による有限責任会社（Company Limited by Shares）

各株主は、出資額を限度に責任を有する。日本における株式会社に対応する。香港へ進出する日系企業が通常選択する形態である。

### 保証による有限責任会社 (Company Limited by Guarantee)

株式による有限責任会社と異なり、各株主は、各自の出資額にかかわらず、会社定款で定められた限度額まで、会社清算時に、会社債務について責任を負う。

### 公開会社と私的会社 (Public Company, Private Company)

有限責任会社は、株式によるか保証によるかにかかわらず、公開会社と私的公開会社に分類される。公開会社は、更に上場会社と非上場会社に分類される。公開会社と私的会社の要件は、下記のとおりである。

	公開会社	私的会社
社員数	制限なし	50名以下
株式の譲渡制限	なし	あり
株式・社債の公募	可	不可
株主総会召集通知	新聞に掲載	株主宛通知
決算書公開	必要	不要
年次報告書作成日 (会社登記局へ提出)	年次株主総会開催日付で作成	設立登記日付にて作成

香港に進出する日系企業の多くは、株式による私的有限責任会社を採用している。設立登記手続きの所要期間は約2 - 3週間である。

#### ・ 設立に必要な情報

##### (1) 会社名の決定

英文は必須で、中文の会社名は任意となる。英文の場合、「Limited」、中文の場合は、「有限公司」を社名の最後につけることになる。

会社名の決定前に、会社登記局 (Company Registry) で類似商号の存在を確認する。

##### (2) 株主の選定

株主は1名以上から登記可能。株主が個人であるか法人であるか、また国籍、居住国について制限はない。

##### (3) 取締役の選定

取締役は1名以上から登記可能。取締役が個人であるか法人であるか、また国籍、居住国について制限はないが、18歳以上であることが必要。香港では、日本のように「代表取締役」という法的な地位は存在せず、会社登記局に対しては、「取締役 (Director)」として、全員が登記される。

#### (4) 資本金

最低資本金は HK\$1 で、1 人の発起人（株主）が、1 株（HK\$1）で引き受けることで登記が可能である。授權資本金とは、定款上会社が株式を発行できる枠のことで、払込資本金とは、実際に株式を発行した資本金総額のことである。登記時に授權資本金の 0.1% の資本税を香港政府へ納めることになるので、授權資本金額と払込資本金額を同額にするケースが多い。

資本金の払込時期については、日本や中国と異なり、香港では、設立登記以前に出資払込金証明などは不要で、設立後、2 ヶ月以内に払い込む。（会社条例第 70 条）

#### (5) 事業目的

香港では、通常、定款上で事業目的の制限を記載しないため、基本的にはどのような事業も行える（金融業や飲食業、学校、不動産業、人材斡旋業などは別途ライセンスが必要）。商業登記証（Business Registration Certificate）上では、主要な業務を記載することが必要。

#### (6) 会社秘書役

香港会社条例により、会社が会社秘書役を選任することが義務付けられている。日本にはない制度だが、議事録などの様々な法定書類を会社のために適切に作成、登記、保管する役割を担う。

#### ・ 設立の手順

会社登記局へ「定款（Memorandum & Articles）」、「法令遵守供述書（Statement of Compliance on Incorporation of a Company/Form NC1A）」、事業所所在地通知（Form R1）を登記登録料、資本税とともに提出する。約 10 稼働日で設立証明書が発行される。会社設立証明書が発行された後、税務局商業登記署へ「商業登記証」の発行申請を行うと即日発行される。

#### 設立登記後の現地法人の運営について

#### ・ 取締役会

取締役会は、最低年 1 回、株主総会開催日と決議事項を決定するため開催する必要がある。その他、重要な変更があった場合、随時開催する。

・株主総会

第一回株主総会は、会社条例上、会社設立後 18 ヶ月以内に開催しなければならない。第二回以降は、前年度の株主総会から 15 ヶ月以内に開催する。株主総会では、通常、決算書の承認、配当金の決定、取締役の選任、監査人の選任を行う。特に定めがない場合、議事の定足数は 2 名で、議決の定足数は、普通決議の場合、出席した株主の議決権の過半数、特別決議の場合、出席した株主の議決権の 3/4 以上で承認される。

年次（定時）株主総会

	議事の定足数	議決の定足数（決議要件）	議案
普通決議	2 名 出席株主の各 1 名が発行済株式の 10% 以上を保有 * 但し、定款で別段の定めができる。	出席した株主の議決権の過半数 * 但し、定款で別段の定めができる。	・ 監査人の選任 ・ 取締役の再任 ・ 監査報告書の承認 ・ 取締役報酬の決定

臨時株主総会

	議事の定足数	議決の定足数（決議要件）	議案
普通決議	2 名 * 但し、定款で別段の定めができる。	出席した株主の議決権の過半数 * 但し、定款で別段の定めができる。	・ 株式割当 ・ 増資 ・ 取締役解任 ・ 会計監査人解任
特別決議	2 名 * 但し、定款で別段の定めができる。	出席した株主の議決権の 75% 以上 * 但し、定款で別段の定めができる。	・ 会社清算 ・ 会社名変更 ・ 減資 ・ 定款の変更 ・ 休眠

・会社決算

第一回会社決算は、会社条例上、設立後 18 ヶ月以内に開催しなければならない。また、全ての会社は会計監査を受けることが義務付けられている。会計帳簿は 7 年間保存しなければならない。

・税務申告

(1) 事業所得税

初年度については、税務当局は、会社設立後 18 ヶ月後に事業所得税申告書を発行

するため、その発行から3ヶ月以内（設立後、第一回のみ。その後は、1ヶ月以内）に課税所得算定明細及び監査済財務諸表を添付して同申告書を提出する。その後、内容について質疑応答が交わされ、最終賦課通知書が発行される。当該通知書記載の納税期限までに納税を行う。なお納税額は、当該年度の確定税額と翌課税年度の推定課税所得に基づく予定税額の75%相当の合計となる。更に、予定税額の25%を予定賦課通知書に指定された期日に納税する。

・年次報告書の提出

会社は、年に1回、会社設立日以降、6週間以内に会社登記局へ年次報告書（Annual Return）を提出しなければならない。

年次報告書に記載されている会社登記内容は、以下の通り。

- ・ 商号
- ・ 会社登記住所
- ・ 授権資本金
- ・ 発行済資本金及び払込資本金
- ・ 株主の移動状況
- ・ 取締役の氏名・住所・職業
- ・ 株主の名称・住所・特殊株
- ・ 会社秘書役
- ・ 担保付負債の金額

年次報告書は、第三者が閲覧することができる。また、公開会社は、財務諸表の提出が義務付けられているが、私的会社は、提出不要である。また、下記の事項については、変更発生の都度、会社登記局へ登記が必要となる。

変更事項	会社登記局への報告期限
基本定款及び附属定款の変更	変更後 15 日以内
社名の変更	変更後 15 日以内
授権資本金の変更	変更後 15 日以内
取締役の変更	変更後 14 日以内
会社秘書役の変更	変更後 14 日以内
登記住所の変更	変更後 14 日以内
株式の割当	割当日より 1 ヶ月以内

## 組織再編

### 香港法人（私的有限責任株式会社）の株式譲渡手続

附属定款の株式譲渡についての規定内容を確認する。

（定款では、株式譲渡について、取締役会の承認や優先株（Preferred Shares）について制限を設けている場合もある）

1. 譲渡人と譲受人での「株式売買契約書」の締結

「株式売買契約書」で約定される主な条件

- ・ 売買当事者の名称
- ・ 売買株式の銘柄
- ・ 発行済株式の総数と売買代金
- ・ 株式売買実行日
- ・ 払込方法

2. 取締役会による株式譲渡を承認する決議

3. 譲渡日前直近半年以内に決算書（取締役による原本証明）を作成

4. 印紙税局へ売買契約書、申告書を提出し、印紙税の納税。

5. 会社秘書役による旧株式証明書の取消及び新株式証明書の発行。株主名簿の修正。

6. 次年度の「年次報告書／Annual Return」報告時に、会社秘書役によりアップデートされ

た株主情報を会社登記局に報告。

### 香港法人（私的有限責任株式会社）の増資手続

1. 附属定款において、授權資本金額を確認する。

2. 増資により会社の授權資本金額が増える場合は、臨時株主総会の普通決議での承認が必要となる。

3. 会社条例第 55 条(1) (2) に基づく授權資本増額通知（FormSC4）を臨時株主総会普通決議の決議承認日から 15 日以内に、増額する授權資本金額の 0.1%を資本税の支払いとともに、会社登記局へ報告する。

### 香港支店の閉鎖

1. 営業停止日までの財務諸表を作成する。

2. 納税義務を済ませ、税務局へ営業停止の通知、商業登記証の取消を行う。

3. 会社登記局へ香港支店閉鎖通知を提出する。
4. 香港支店閉鎖後、1 年間は、香港支店の支店代表者 (Authorized Representative) を会社登記局へ登記する必要がある。

#### 駐在員事務所の閉鎖

駐在員事務所が行っている香港政府への登記は、税務当局商業登記署での商業登記証の登記のみとなるので、商業登記証の取消申請を行う。

#### 会社条例に基づく会社清算

香港会社条例に基づく清算には、株主或いは債権者による任意清算、そして裁判所による強制清算がある。

株主による任意清算は、一般的な会社清算の方法で、資産を現金化でき、全ての負債を 12 ヶ月以内に返済ができることを取締役が確認し、承認した上で、開始する清算である。

裁判所による強制清算は、債権を持つ債権者が会社から支払を受けられなかった場合、裁判所に「清算嘆願書」を提出し、裁判所が適当と判断した場合に採用される。

登記抹消手続は、1999 年 11 月に施行された簡便な清算方法で、会社条例第 291 条 AA に基づき、会社登記局へ法人登記の抹消を申請する方法で、条件を全て満たせば、清算人を選任せずに、全株主の承認で、申請が可能である。ただし、登記抹消には法的には以下の規定があるため、留意が必要である。

1. 登記抹消後も、会社の株主、取締役等に係る債務は、会社が存続している場合と同様に存続する。
2. 登記抹消時に会社が保有しているすべての資産、権利は持ち主が消滅したとみなされ、自動的に香港特別行政区に所有権が移る（実務的には、登記抹消申請を開始した後、完了までに資産などを処理することとなる）。
3. 登記抹消後 20 年間は、会社の債権者が裁判所に申し立てを行い、それが認められる場合、登記抹消認可が取り消され、存続会社としてみなされる可能性がある。

任意清算には、株主による任意清算と債権者による任意清算があるが、会社条例第 233 条 (A) の条項に基づき、会社が、清算開始日から 12 ヶ月以内に全ての負債を返済できる

という会社の支払能力についての宣言を取締役ができる場合は、株主による任意清算となり、その宣言書がない場合は、「債権者による任意清算」とすると規定されている。

以下に通常採用される「株主による任意清算」と、清算人を任命しない簡便な「登記抹消手続」について、説明する。

#### (1) 株主による任意清算 (Members' Voluntary Liquidation)

株主による任意清算は、債務の全額返済能力を保持する会社のみ執行することができる。

まず、任意清算の提案を検討するため、会社の取締役が取締役会で、会社の業務・登記など全般について調査をし尽くし、その結果、清算開始日より12ヶ月以内に全ての負債の弁済が完了できるという意見に達するとき、採用される。

会社条例第233条(1)に基づき、清算開始日から12ヶ月以内に全債務を返済できる証明として、取締役は、「支払能力証明書」を発行しなければならない。証明書上に記載する資産及び負債は、会社の直近の決算書に基づき記載され、証明書は、会社登記局へ提出される。

臨時株主総会は、「支払能力証明書」の日付から5週間以内に行う必要がある。会社条例第116条(1)に基づき、開催日の21日前までに召集通知を株主宛に発送する必要がある。株主の95%以上の同意があれば、その期間を短縮することが可能(Short Notice)で、最短7日前の通知により、臨時株主総会を開催することができる。

臨時株主総会では、任意清算の開始が承認され、清算人が任命される。この特別決議の可決と同時に、それまでの取締役の権限が抹消され、清算人が会社の統制及び資産の管理を行うことになる。

特別決議書は、15日以内に会社登記局へ提出され、清算開始を官報に公示する。また、会社条例第253条に基づき、清算人は官報に公告を行った上で、就任から21日以内に会社登記局にて清算人就任登記を行う必要がある。

最終会議を開催する前に、税務当局が発行する「タックス・クリアランス」を得なければならない。「タックス・クリアランス」は、会社が未払いの税金が無いことを証明する税務局発行の確認書である。

#### ・株主による任意清算 (Members' Voluntary Liquidation) のスケジュール

##### 1. 取締役会会議開催

###### 決議事項

臨時株主総会(特別決議)の招集(開催日の21日前に通知)

取締役による「支払能力証明書」への承認

##### 2. 決議日以前に「支払能力証明書」を会社登記局へ提出(清算人による)

3. 臨時株主総会（決議日より 5 週間以内に開催）の特別決議での承認事項  
清算開始、清算人の選任
4. 特別決議での承認後、14 日以内に、清算開始と清算人の任命につき官報に公告を行い、同時に「清算人就任届」と特別決議の書面を会社登記局へ提出。
5. 清算人による清算業務（通常半年以上）  
税務当局からタックスクリアランスの入手  
残余財産の確定と分配
6. 清算人により作成された「清算報告書」の報告
7. 最終株主総会開催日 1 ヶ月前に最終株主総会の招集通知、及びこれを官報にて公告。
8. 最終株主総会の開催（清算人が議事録作成署名を行う）
9. 最終株主総会開催日から 1 週間以内に「最終株主総会議事録」及び「清算報告書」を会社登記局へ提出。
10. 9 の提出日から 3 週間以内に、清算人により「清算完了通知」を会社登記局へ提出。
11. 「最終株主総会議事録」「清算報告書」を会社登記局へ提出した日から 3 ヶ月後が解散日となる。

## (2) 登記抹消手続 (De-registration)

登記抹消手続は、1999 年 11 月に施行された簡便な清算方法で、会社条例第 291 条 AA に基づき、会社登記局へ法人登記の抹消を申請する方法で、条件を全て満たせば、清算人を選任せずに、全株主の承認で、申請が可能である。

### ・申請の条件

会社の全株主が登録取消に同意していること。

会社は設立後、全くビジネスを始めていない、或いはビジネスを停止してから 3 ヶ月以上経過していること。

会社には、一切の負債がないこと。

### ・手続手順

税務当局へ登記抹消の申請手続料とともに申請書類を提出します。

会社には、事業所得税、不動産所得税、商業登記証費用、印紙税などの税務の未払い残高がないこと、税務当局が発行した税務申告書の提出を滞りなく行っており、納税額を完納し、税務条例のもとで債務がないことを税務当局が確認できた後、税務局長は、「タックスクリアランスレター」を発行。この「タックスクリアランスレター」は、税務当局から登記抹消を承認された証明となります。

その後、税務局局長が発行した「タックスクリアランスレター」とともに会社登記局に所定の申請書類を提出します。官報に会社登記抹消を公告し、3ヶ月以内に異議申し立てがなければ、会社登記局は、会社登記抹消を行うことになる。会社登記局は、第二回目官報公告により、官報公告日に会社は解散となる。

- ・会社登記抹消手続の留意点

会社が登記抹消されるまで、その手続期間、引き続き、会社の株主、取締役の責任は残る。

会社登記抹消後、20年以内であれば、登記抹消について異議申し立てができる。

(会社条例第291条AB(2))

会社登記局が登記抹消を正式に完了するまでに、会社は、年次報告書の更新を行わなければならない。

# 会計・税務

## 1. 会計制度の概要

### 1-1. 会計制度

具体的な香港の会計制度は、会社条例（Companies Ordinance: CO）によって規定されている。基本的には日本とほぼ同様と考えても差し支えないが、以下に列挙する部分については注意が必要である。

- (1) 会社は、会計帳簿（決算書、財務諸表）を適切に作成し、事業年度の末日から 7 年間保存しなければならない。
- (2) 会社は、年 1 回決算を行い、外部監査法人による会計監査を受けることが義務付けられているが、決算日は自由に決められる。日本とは異なり定款に決算日を記載する必要はないが、初年度の決算日が自動的に第 2 期以降の決算日となり、特別な事情がない限り決算日は変更できない。特別な事情かどうかを判断するのは、事実上税務当局（Inland Revenue Department: IRD）になるが、例えば「公開目的で日本の親会社の決算期に合わせるため」という理由は、これまでのところ、特別な事情に該当すると認められている。
- (3) 記帳通貨は、原則として主要取引通貨を用いる。日本では必ず円ベースで記帳することが求められているが、香港では香港ドル以外の国際流通通貨での記帳管理も可能である。例えば、米ドル建ての取引がほとんどを占める場合には、原則として米ドルベースで記帳することになる。
- (4) 決算書自体には法的な作成期限が無く、税務申告期限や年次株主総会開催日に間に合うようなスケジュールで決算書の作成時期を決定する。
- (5) 企業会計と税務会計は、完全に分離している。日本では貸倒引当金や減価償却の計算を税法に合わせる形で行うことがよくあるが、香港では会計処理はあくまで会計基準に従って行われるため、税務条例（Inland Revenue Ordinance: IRO）の規定はなんら影響しない。
- (6) 子会社を持つ会社は、連結財務諸表の作成が原則として義務付けられている。従って、持株会社等の場合はその負担が大きくなる。連結財務諸表の作成が免除される例としては、親会社が既定の会計基準で連結財務諸表を作成して公表している場合等

が該当する。ただし、実務上は作成義務を十分認識していながら作成しないケースも多々存在する。これは、監査報告書に「連結財務諸表を作成していない」旨の限定意見を記載することによって監査が完了できることに加え、税務当局も税金に関係しないことから指摘しないため、不順守によるペナルティは事実上存在しないからである。

## 1-2. 会計基準

香港における会計基準については、会社条例の中に具体的な規定がないため、実務上、香港会計士協会（Hong Kong Institute of Certified Public Accountants: HKICPA）が公表している（1）香港財務報告基準（Hong Kong Financial Reporting Standards: HKFRSs）及び香港会計基準（Hong Kong Accounting Standards: HKASs）（以下、合わせて「香港会計基準」）、（2）中小企業財務報告基準（Small and Medium-sized Entities Financial Reporting Framework and Financial Reporting Standard: SME-FRF&FRS）、または2010年4月30日に発表された（3）私的会社香港財務報告基準（HKFRSs for Private Entities）に従うことになる。

### （1）香港会計基準

香港会計基準は2005年1月1日より国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRSs）及び国際会計基準（International Accounting Standards: IASs）（以下、合わせて「IFRSs」）にフルコンバージェンスしたため、実質的にはIFRSsと同一の基準となっている。現在生じている差異については、2012年3月現在における香港会計基準とIFRSsとの比較表を参考にして欲しい。

（出典：香港公認会計士協会）

香港財務報告基準	国際財務報告基準	相違点
HKFRS1 香港財務報告基準の初度適用	IFRS1 国際財務報告基準の初度適用	原文に若干相違があるが、事実上同一内容。
HKFRS2 株式報酬	IFRS2 株式報酬	同一内容。
HKFRS3 企業結合	IFRS3 企業結合	同一内容。
HKFRS4 保険契約	IFRS4 保険契約	同一内容。
HKFRS5 売却目的で保有している非流動資産及び廃止事業	IFRS5 売却目的で保有している非流動資産及び廃止事業	同一内容。
HKFRS6 鉱物資源の探査及び評価	IFRS6 鉱物資源の探査及び評価	同一内容。
HKFRS7 金融商品：開示	IFRS7 金融商品：開示	同一内容。
HKFRS8 セグメント別報告	IFRS8 セグメント別報告	同一内容。
HKFRS9 金融商品	IFRS9 金融商品	同一内容。

香港会計基準	国際会計基準	相違点
HKAS1 財務諸表の表示	IAS1 財務諸表の表示	原文の法的必要条件の説明部分で若干の記述の相違があるが、事実上同一内容。
HKAS2 棚卸資産	IAS2 棚卸資産	同一内容。
HKAS7 キャッシュ・フロー計算書	IAS7 キャッシュ・フロー計算書	同一内容。
HKAS8 会計方針、会計上の見積もり変更及び誤謬	IAS8 会計方針、会計上の見積もり変更及び誤謬	原文で若干の記述の相違があるが、事実上同一内容。
HKAS10 後発事象	IAS10 後発事象	原文の法的必要条件の説明部分で若干の記述の相違があるが、事実上同一内容。
HKAS11 工事契約	IAS11 工事契約	同一内容。
HKAS12 法人所得税	IAS12 法人所得税	HKAS12 は、説明に役立つ実務指針や実例等を取り入れているが、事実上同一内容。
HKAS14 セグメント報告	IAS14 セグメント報告	同一内容。
HKAS16 有形固定資産	IAS16 有形固定資産	HKAS16 では、次の暫定規定が存在する。1.段落 80A は、1995 年 9 月 30 日以前に評価替えされており、それ以来評価替えされていない有形固定資産を保有している、特定の企業に対して、定期的な評価替えを行うことを免除している。2.段落 80B は、以前 SSAP17 による免除規定を享受していた非営利企業に対して、HKAS16 を発効日(もしくはそれ以前)に適用する直前に、有形固定資産の帳簿価額をその資産の費用としてみなすことを許可している。
HKAS17 リース	IAS17 リース	同一内容。
HKAS18 収益	IAS18 収益	同一内容。
HKAS19 従業員給付	IAS19 従業員給付	HKAS19 では、企業が 2003 年 5 月以前に SSAP34 を適用したことがない場合のみ、段落 154 から 156 で規定されている暫定規定が適用される旨を明示している追加段落 153A が存在する。
HKAS20 政府補助金の会計及び政府援助の開示	IAS20 政府補助金の会計及び政府援助の開示	IAS20 では、企業が IAS20 の会計規定を初めて適用するにあたって、IAS20 発行

		日後に補助金の全額または一部が債権または債務となる場合にのみ適用することを許可する暫定規定(段落 40)が存在する。
HKAS21 外国為替レート変動の影響	IAS21 外国為替レート変動の影響	同一内容。
HKAS23 借入費用	IAS23 借入費用	HKAS23 では、すべての借入費用を費用処理している企業に対し、予め新しい方針を適用することを許可しており、IAS23 は、借入費用を費用処理している企業に対し、予め資産化することを容認している。
HKAS23 revised 借入費用改訂版	IAS23 revised 借入費用改訂版	同一内容。
HKAS24 関連当事者の開示	IAS24 関連当事者の開示	同一内容。
HKAS26 退職給付制度の会計及び報告	IAS26 退職給付制度の会計及び報告	HKAS26 は、この基準に準拠して MPF スキームや ORSO スキームの財務諸表の作成に関する実務指針を取り入れている。
HKAS27 連結及び個別財務諸表	IAS27 連結及び個別財務諸表	原文の法的必要条件の説明部分で若干の記述の相違があるが、事実上同一内容。
HKAS28 関連会社に対する投資	IAS28 関連会社に対する投資	同一内容。
HKAS29 超インフレ経済下における財務報告	IAS29 超インフレ経済下における財務報告	同一内容。
HKAS30 銀行及び類似する金融機関の財務諸表における開示	IAS30 銀行及び類似する金融機関の財務諸表における開示	同一内容。
HKAS31 ジョイント・ベンチャーに対する持分	IAS31 ジョイント・ベンチャーに対する持分	同一内容。
HKAS32 金融商品：開示及び表示	IAS32 金融資産：開示及び表示	HKAS32 では、企業に対して、比較できる情報が存在しない場合、そのような比較情報を表示しないことを許可する暫定規定(段落 97)が存在する。
HKAS33 1 株当たり利益	IAS33 1 株当たり利益	同一内容。
HKAS34 中間財務報告	IAS34 中間財務報告	同一内容。

HKAS36 資産の減損	IAS36 資産の減損	HKAS36(IAS36)の段落 139 では、企業は、(a)契約執行日が 2005 年 1 月 1 日(2004 年 3 月 31 日)以降の企業結合によって取得した営業権と無形固定資産に対して HKAS36(IAS36)を適用することとされており、(b)その他資産については、2005 年 1 月 1 日(2004 年 3 月 31 日)以降に開始する最初の会計年度より予め適用することが明記されている。
HKAS37 引当金、偶発債務及び偶発資産	IAS37 引当金、偶発債務及び偶発資産	IAS37 では、企業が IAS37 の会計規定を初めて適用するにあたって、IAS37 発効日後に補助金の全額または一部が債権または債務となる場合にのみ適用することを許可する暫定規定(段落 93)が存在する。また、HKAS37 は、別表 C に追加例示 3A、8A、12、13 を含んでいるが、IAS37 との比較例示は含まれておらず、事実上同一内容。
HKAS38 無形資産	IAS38 無形資産	HKAS38(IAS38)の段落 130 では、企業は、(a)契約執行日が 2005 年 1 月 1 日(2004 年 3 月 31 日)以降の企業結合によって取得した無形固定資産の会計処理に対して HKAS38(IAS38)を適用することとされており、(b)その他資産については、2005 年 1 月 1 日(2004 年 3 月 31 日)以降に開始する最初の会計年度より予め適用することが明記されている。
HKAS39 金融商品：認識及び測定	IAS39 金融資産：認識及び測定	IAS39 では、一般的に遡及適用が要求されているのに対し、HKAS39 では、ある特定の状況下を除いて、遡及適用を認めていない。従って、HKAS39 における暫定規定は、IAS39 における暫定規定と異なっている。
HKAS40 投資不動産	IAS40 投資不動産	HKAS40 の段落 80A では、公正価値モデルの暫定規定が存在する。そこでは、リース資産でない投資用資産について過去

		<p>に SSAP13(2000 年度)を適用しており、公正価値モデルを使用することを選択している企業に対し、HKAS40 を発効日、もしくはそれ以前に適用することで発生する影響を反映するために、HKAS40 を最初に適用する年度における未処分利益の期首残高を調整することを要求している。また、以前にそのような資産の公正価値を開示したことがある企業に対し、比較情報を調整することを奨励しており、開示したことがないにしてもその事実を開示することを要求している。HKAS40 の段落 83A と 83B では、原価モデルの暫定規定が存在する。そこでは、企業に対し SSAP13(2000 年度)の下、HKAS40 を初めて適用した日におけるみなし原価として、投資用資産の帳簿価額を採用することを認めており、過去に計上されている再評価積立金におけるすべての金額の組替えを含む、あらゆる調整については、未処分利益の期首残高にてなされることとなっている。みなし原価における減価償却は、貸借対照表開始日より開始することとなっている。</p>
HKAS41 農業	IAS41 農業	同一内容。

(2) 中小企業財務報告基準

中小企業財務報告基準は、全ての会社に香港会計基準を適用することは事務負担が大きいことを考慮して作られた簡便な会計基準であり、適用できる会社の要件は以下のとおりである。

- 非公開会社であること。非公開会社とは、(1) 株式の譲渡制限があり、(2) 株主が 50 名以内で、(3) 第三者への株式募集が禁止されている、会社のことである。
- 会社の規模が中小企業サイズであること。中小企業サイズとは、(1) 年間売上が 5 千万香港ドル以下、(2) 期末日の総資産が 5 千万香港ドル以下、(3) 従業員が 50 人以下、のうち 2 つ以上を満たす状態をいう。

- 全ての株主が中小企業会計基準を用いることに対して書面で同意すること。
- 取締役会の承認決議があること。
- 監査報告書でその旨述べられていること。

中小企業財務報告基準の主な特徴は、以下の4点である。

- 理解し易さ： 利用者に理解しやすい本質的な情報であること
- 適切性： 取引の性質と重要性により判断された適切な情報であること
- 信頼性： 利用者の観点で重要な誤解を生じさせない情報であること
- 比較可能性： 利用者が過去の情報と比較しやすい情報であること

これらの目的を達成する範囲内において、できるだけ簡便な会計処理が採用できるように工夫されているのが中小企業財務報告基準の特徴である。

### (3) 私的会社香港財務報告基準

私的会社香港財務報告基準は、2009年7月に発表された中小企業国際会計報告基準(IFRSs for SMEs)に準拠する形で作成・発表された。世界中で「中小企業」、「私的会社」もしくは「非公開会社」と呼ばれる会社が存在する中で、IFRSsよりも簡易な財務報告基準で、香港の中小企業財務報告基準における「中小企業」の定義が、IFRSsでの「中小企業」と完全に合致していないため、新たに設けられた基準であり、適用要件は以下の通りである。

- 社会に対する説明責任 (Public Accountability) がないこと
- 外部使用者に対し、一般目的の財務諸表を発行していること

(注) 外部使用者の例としては、事業経営に携わっていない株主、現存もしくは潜在的債権者、及び信用格付け機関がある。

### 1-3. 財務諸表

表示方法もIFRSsにフルコンバージェンスされているため、実質的にはIFRSsと同一の表示方法となっている。なお、2009年1月1日以降に始まる事業年度から大きく変わっているため注意が必要である。なお、会社が作成を義務付けられている財務諸表は、以下のとおりである。

#### (1) 包括損益計算書

- 特別損益項目が存在しない。
- 営業損益と非継続事業損益とを区分して表示した上で当期純利益を表示する。
- 当期純利益の下に土地や有価証券等の未実現損益等の項目を調整した上で包括利益として表示する。

(2) 財政状態計算書

- 区分表示すべき項目は決められているが、所定の様式で表示することを求めている。
- 流動項目と非流動項目を別区分で表示することを求めているが、その表示順については香港では従来から固定性配列で表示されてきたため固定性配列に馴染んでおり、固定性配列で表示されることが一般的になると思われる。

(3) キャッシュ・フロー計算書

- 営業活動・投資活動・財務活動の3区分で表示する方法が認められていることや、営業活動によるキャッシュ・フローは直接法・間接法ともに適用可能であるなど、日本とほぼ同様の基準となっている。
- 売上高2千万香港ドル未満の小規模企業は、作成を免除されている。

(4) 株主持分変動計算書

- 株主持分を構成するそれぞれの項目について、その増減内訳を開示する。

(5) 注記

- 体系的かつ豊富な注記が求められているため、かなりのボリュームとなる。
- 具体的な項目としては以下のようなものが挙げられる。
  - (a) 収益の認識
  - (b) 連結方針（子会社及び関連会社を含む）
  - (c) 企業結合
  - (d) ジョイント・ベンチャー
  - (e) 有形固定資産及び無形固定資産の認識及び償却
  - (f) 借入費用その他の支出の資産化
  - (g) 工事契約
  - (h) 投資不動産
  - (i) 金融商品及び投資
  - (j) リース
  - (k) 研究開発費
  - (l) たな卸資産
  - (m) 税金（繰延税金を含む）
  - (n) 引当金
  - (o) 従業員給付コスト
  - (p) 外貨換算及びヘッジ
  - (q) 事業別及び地域別セグメントの定義並びにセグメント間の費用配賦基準

- (r) 現金及び現金同等物の定義
- (s) インフレーション会計
- (t) 国庫補助金

#### 1-4. 会計監査

##### (1) 会計監査とは

会社条例によって、全ての会社に対して会計監査が義務付けられていることが、香港の会計制度の大きな特徴である。自社で記帳能力のない小企業の場合、決算書の作成を会計事務所に外注することになるが、香港ではさらに会計監査も会計事務所に依頼しなければならないため、決算費用は日本の感覚よりも高くなる可能性がある。会計監査報酬は会社の維持費に含まれるものであることから、香港法人設立の判断を行う上であらかじめ考慮しておくべき項目となる。

##### (2) 会計監査の持つ税務調査的な側面

会計監査の実施は、会社条例で義務付けられているものの、その実、会社条例によるペナルティそのものは大きなものではないが、実務上は会計監査を避けては通れない。これは、税務条例上、提出が義務となっている税務申告書の添付書類として、監査報告書の原本の添付が求められているからである。申告期限内に税務申告書を提出しない場合には税務当局から罰金、ひどくなると裁判所への出廷命令にまで発展することになるため、申告期限内に会計監査を完了させる必要がある。なお、この会計監査は、香港会計士協会に登録している香港公認会計士もしくは監査法人しか行うことができない。

## 2. 税制の概要

### 2-1. 特徴

香港は、アジア地域におけるいわゆるタックスヘイブン国の一つとしてつとに知られるところであるが、その特徴をまとめると以下のようなになる。

#### (1) 低税率

所得税にせよ法人税にせよ、その税率が他の国や地域と比較して格段に低く抑えられていることが、最も大きな特徴であり、タックスヘイブンとして広く知られる所以である。

## (2) 簡素な税制

単に低税率であるだけでなく、その税制は簡素に作られている。日本では法人税や所得税、相続税などの本法だけでもかなりの分量になる上に、租税特別措置法や政令、税務当局による通達や判例などが本法と一体となり運営されるため、結果として適用が非常に難解になる。さらに税制改正が毎年広範囲にわたって行われ、毎年の税制改正だけで1冊の本になる程である。

一方、香港はといえば、税の種類自体が少なく、さらにそれぞれの本法の内容は極力簡明になるように規定されていることから、そもそも本法の分量が日本と比べて圧倒的に少ない。また、通達や判例などは日本と同様に存在するが、租税特別措置法や地方税法、政令に該当するものがないため、少なくともその分は簡素化されている。さらに、もともとの仕組みが簡素であることの裏返しとして大きな税制改正等はそれほど行われていない。しかしながら、簡素な税制故、政府予算に対する市民、職能団体からの意見が激しく取り交わされることもあり、毎年税額控除等の内容は変化しているのが現状である。

なお、上述した政府予算については、単純な免税措置のみならず、電気料金に対するHK\$1,800補助、中小企業向け信用保証制度の拡充など、さまざまな側面で市民への還元が実施されている。

## (3) 非課税方式による二重課税の排除

詳しくは「5. オフショア所得」にて後述するが、香港内源泉所得（＝オンショア所得）しか課税対象としないため、香港外で得た所得（＝オフショア所得）は原則として全て非課税扱いになる。このことをオフショア所得非課税といい、香港と香港外の国の両方から二重に課税される可能性を香港側があらかじめ課税を放棄することによって防いでいる。

また、香港では個人も法人も受取配当金に課税されることはない。これは受取配当金に課税して二重課税になってしまうことを防ぐためである。

一般に二重課税を排除する方法には、税額控除方式と非課税方式の二通りあるが、香港は簡素な税制という大原則に従ってより簡便な非課税方式を採用している。

## (4) 源泉徴収制度

香港では、非居住者へのロイヤルティの支払いなどごく一部の例外を除き、源泉徴収制度を採用していない。つまり、納税義務者は全ての税金について確定申告を行うことになる。

## (5) 予定納税制度

上述の通り、源泉徴収制度を採用しないことにより、徴収漏れのリスクが課税上大

きな問題となってくる。非居住者に対しては実効性のある徴収方法が他にないことから、源泉徴収制度を採用せざるを得ないが、香港居住者に対しては源泉徴収制度ではなく、予定納税制度を採用することによって、この問題を解決している。具体的な計算イメージは次の通りである。

	翌年度	今年度
所得 (A)	200	100
税率 (B)	16.5%	17.5%
税額 (C = A×B)	33	17.5
前期納税額 (C' )	17.5	-
予定所得額 ( D=A)	200	100
予定税率 (E)	16.5%	17.5%
予定納税額 (F=D×E)	33	17.5
確定納税額 (G=C-C'+F)	48.5	35

このように予定納税制度は、(1) 初年度の負担が大きくなる仕組みであり、(2) 翌年度も今年度と同水準の所得が発生すると仮定のもとに成り立っている仕組みであるため、初年度は所得が発生したものの、翌年度は所得が激減するのが確実であるというような場合は、納税者に納税負担が重くのしかかるのを避けるため、予定納税の軽減特例も設けられている。

#### (6) 賦課納税制度

日本の法人税や所得税は、確定申告時に自ら税額計算を行い、それに基づいて納税する制度であるから、一般に申告納税制度と呼ばれる。一方、香港の法人税や所得税は、確定申告時に自ら税額計算を行うところまでは日本と同じだが、その申告書自体は参考程度の位置づけであり、税額自体はあくまで税務当局が決定するところに大きな違いがある。つまり、香港の場合は、税務当局から発行された賦課税額決定書をもとに納税を行うことになる。

#### (7) 省力化された税務調査

日本では大きい会社では毎年、小さい会社でも3～10年ごとに税務調査が入ることが一般的であるが、香港では、税務当局の調査官が実地調査を行うことは比較的少なく、税務当局より発行される税務質問状による調査が大半を占める。

実地調査を頻繁に実施しない理由としては、まず1-4. (2)「会計監査の持つ税務調査的な側面」のところで書いたように、全ての現地法人に対して公認会計士の監査が義務付けられていることで、作成される決算書は粉飾の余地が少なくなるためである

点が大きいことが挙げられる。税務申告書に添付される監査報告書の内容について、税務当局は審査を十分に行っているものと考えられるが、この審査を行った結果、通常なんらかの比較的明瞭な異常点が存在する会社やオフショア申請を開始した会社に対し、税務当局より文書による税務質問状が送付される。ただし、税務条例上、税務当局は7年間遡っての課税権を持っており、時効数カ月前に一度に税務調査を開始することが2010年以降頻発しているため、暫く税務調査を受けたことがない会社であっても、留意すべきである。

税務調査が実施される場合、通常会計監査及び税務申告を遂行している会計事務所に依頼・相談し、過不足ない回答を準備する必要がある。税務当局が税務質問状でのやりとりの中で得た回答に納得できなかった場合、実地調査が行われる可能性があるが、稀に抜打ちで実地調査が行われているため、そちらも留意すべきである。

## 2-2. 税金の種類

香港の税金の種類を図示すると以下のとおりである。なお、2012年3月現在、日本の消費税や贈与税、相続税に相当する税金は存在しない。

### (1) 事業所得税 (Profits Tax)

香港を源泉とする事業所得に対して課税される。「3. 事業所得税」にて詳述する。

### (2) 給与所得税 (Salaries Tax)

香港を源泉とする給与所得に対して課税される。「4. 給与所得税」にて詳述する。

### (3) 資産所得税 (Property Tax)

香港を源泉とする不動産の賃貸所得に対して課税される。具体的な計算式は、以下の通りである。

$$\text{不動産の賃貸所得} = \text{賃貸収入} - \text{固定資産税} - \text{賃貸収入} \times 20\%$$

なお、税率や課税年度、申告方法等は、給与所得税とほぼ同じである。

### (4) 事業登録税 (Business Registration Fee & Levy、商業登記料)

商業登記法 (Business Registration Ordinance: BRO) により、商業登記を行っている者が納税義務者とされている。ただし、商業登記しないと事業を行うことはできないため、事実上、香港で事業を営む者は全て事業登録税の納税義務者となる。

期間	登記料	徴費
2003/04/01-2008/03/13	HK\$2,000	HK\$600
2008/03/14-2008/03/31	HK\$2,000	HK\$450
2008/04/01-2011/07/31	HK\$0	HK\$450
2011/08/01-2012/03/31	HK\$2,000	HK\$450
2012/04/01-	HK\$0 (注)	HK\$450

(注) 一時的に免除。2012年4月2日以降の変更については不明

(5) 印紙税 (Stamp Duty)

印紙税条例 (Stamp Duty Ordinance: SDO) により、課税文書の作成者が納税義務者とされている。具体的には、香港内における不動産売買契約書や賃貸契約書、株式売買契約書等が課税文書に該当する。不動産売買契約書の場合には、最高で売買価額の 4.25% の累進課税、株式売買契約書の場合には売買価額の 0.1% (営業譲渡の場合、5ドル+0.2%) となっている。

(6) 資本税 (Capital Duty)

会社条例により、会社設立時の資本金拠出やその後の増資のための授權資本枠を広げる際、その授權資本額に対し課税される。2012 年 3 月現在、税率は、新たに登録する授權資本額の 0.1% となっているが、2012 年 3 月 16 日より公示されている官報によると、2012 年 6 月 1 日以降、廃止される予定となっている。

(7) 固定資産税 (Rates & Government Rant)

固定資産税条例 (Rating Ordinance & Government Rent Ordinance) により、不動産の所有者と借手の双方が納税義務者とされている。通常は賃貸契約書上でどちらが納税義務者となるか取り交わすこととなる。固定資産税は、不動産の評価額に対して課税される間接税であり、この不動産の評価額は年に 1 回見直される。

税務当局からの賦課決定通知書に基づき、四半期ごとに前払いで納税を行う。なお、税率は不動産評価額の 5% であり、地理的一定条件により、更に 3% の借地料が加算される。

2012 年 3 月現在、2011/12 年度は、四半期の納税時に、上限を HK\$1,500 とした免税措置がとられており、2012/13 年度暫定案では、上限を HK\$2,500 とする案が盛り込まれている。

(8) 物品税 (Excise Duties)

物品税条例 (Dutiable Commodity Ordinance: DCO) により、特定の物品の消費者が納税義務者とされている。具体的には、石油、タバコ、酒類などが対象となっていて、物品により税率や税額はさまざまである。

(9) 車両登録税 (First Registration Tax)

自動車条例 (Motor Vehicle Ordinance: MVO) により、新車を購入登録する者が納税義務者とされている。人口密度の高い香港では車両規制が厳しく、税率は 2011 年 6 月 17 日以降現在、40~115% となっている (自家用車両は 115%、ただし、タクシーなど特定の車両には上述より更に低税率の優遇措置が取られている)。

#### (10) 賭博税 (Betting Duty)

賭博税条例 (Betting Duty Ordinance: BDO) により、宝くじや競馬など賭博の収入者が納税義務者とされている。税率は 25~75%となっているが、競馬、サッカーくじともに盛んなので、貴重な収入源となっている。

### 3. 事業所得税

#### 3-1. 納税義務者

内国歳入法 (税務条例) により、事業所得税の納税義務者は、その課税年度において香港源泉の事業所得がある者とされている。

##### (1) 課税年度

課税年度は 4 月 1 日から始まる 12 ヶ月間とされているが、毎年決算を行っている場合には、その決算日までの 12 ヶ月間とすることができる。つまり、課税年度は会社が自由に決定することができる。

##### (2) 香港源泉

詳しくは「5. オフショア所得」にて後述するが、香港内源泉所得 (= オンショア所得) しか課税対象としないため、香港外で得た所得 (= オフショア所得) は原則として全て非課税扱いになる。

##### (3) 事業所得

事業活動については細かい定義等が存在しないため個別に判断される。営利目的でそのためのなんらかの行動があれば事業とみなされる。

##### (4) 納税義務者

法人、個人事業主、パートナーシップ、並びにその他の主体と定義されている。つまり、法人も個人も事業所得に対しては同じ課税がなされる。ただし、税率のみ法人と個人との間で異なる。

#### 3-2. 課税所得の計算

##### (1) 原則

香港会計基準に基づき作成された会計上の利益に、税務上の申告調整を行った上で課税所得を算出する。

(2) 課税対象所得

オフショア所得は非課税のため、香港源泉所得のみを課税対象所得とする。例えば、ロイヤリティは、ライセンスの取得地、承認地もしくは使用権が行使されている国・地域で課税されるものと考えられるため、日本の親会社が香港の子会社からロイヤリティを受ける際、その無形固定資産を香港で使用したがために発生した使用料とみなされるため、うち 30%が課税対象となり、 $30\% \times$  法人税率（後述）の法人税が課されることになる。

(3) 益金算入項目

ほぼ会計上の収益と一致すると考えて差し支えない。

(4) 益金不算入項目

受取配当金は二重課税排除のために非課税となり、益金不算入項目となる。また、銀行預金利息、キャピタルゲインとみなされる売却益、キャピタル・ネイチャー（資本的本質）に係る為替差益は、キャピタルゲイン非課税の方針により、益金不算入項目となる。

(5) 損金算入項目

ほぼ会計上の費用と一致すると考えて差し支えないが、減価償却費のみは税務条例の下、計算された数字を損金算入することとなり、会計上とは乖離が発生する。

(6) 損金不算入項目

私用の支出や売上と無関係の支出は損金算入できない。この単純かつ常識的な原則により成り立っているため、原則としてこれらの支出以外は会計上の費用と一致するが、事業を開始するまでの創立費及び開業費は、税務条例上すべて損金算入できない点に留意する必要がある。なお、寄附金の損金算入については、課税所得の 35%以内という上限があるが、交際費については売上と関連している限り無制限に損金算入できる。

また、個人事業主の場合、配偶者に対する支出は損金算入できない。日本の専従者給与のような制度はないため、留意が必要である。

(7) 減価償却

会計上の減価償却費は全額損金不算入とするが、別途計算した税務上の減価償却費を全額損金算入する調整を行う。これは、会計上の減価償却費は、合理的な見積耐用年数を会社が独自に決定し、規則的な計算を求められる一方、税務上は初年度に 60%～100%の特別償却が適用できる資産が多かったり、耐用年数自体も税法で決まって

いたりすることから、会計上の減価償却費と税務上の減価償却費が全く異なって計算されることによる。日本国税法との大きな相違点として、会計上の耐用年数と税務上の耐用年数は異なるという点に留意が必要である。

また、上記の特別償却の制度などの理由により、一般には会計上の減価償却費よりも税務上の減価償却費の方が早い段階で多額の計上がなされることとなる。

(8) 欠損金の繰越

繰越欠損金の繰越期限はないため、無制限に使用することができる。

(9) 外国税額控除

外国税額控除の制度は本法に規定があるものの、租税条約の締結が要件となっているため、事実上租税条約締結国との二重課税についてしか外国税額控除を受けることができない。ただし、そもそもオフショア所得非課税であることから、実際に外国税額控除を受けられるケースは稀となる。なお、日本の消費税や中国の増値税・営業税のように、所得税以外の外国で発生した税金については、外国税額控除は受けられないものの、損金算入処理を行うことは認められる。

### 3-3. 税率

直近の税率の推移は下表のようになっている。

課税年度	法人税率	個人税率
2007/08	17.5%	16.0%
2008/09	16.5%	15.0%
2009/10	16.5%	15.0%
2010/11	16.5%	15.0%
2011/12	16.5%	15.0%

(注) 2012年2月1日に公示された政府予算案より、2011/2012年度は、HK\$12,000を上限として、最終税額の75%の税額控除が適用される予定。

### 3-4. 申告期限

(1) 設立初年度の場合

税務申告書は税務当局から発行され、その発行日から3カ月以内が申告期限となる。しかし、この税務申告書の発行日は一定ではない。一般には、設立日後おおよそ15～18カ月後に発行されてくることが多い。

## (2) 2年目以降の場合

原則は、税務申告書の発行日から1カ月以内が申告期限となる。通常は4月1日に発行されてくるので、毎年4月30日が申告期限になる。

ただし、税務代理人を選任している場合には、税務代理人から延長申請を行うことを条件に、以下の期限まで延長できる。1カ月以内に申告を行うことは物理的にまず不可能なので、事実上は税務代理人に依頼せざるを得ない。なお、この延長期限は毎年見直されるため、若干変更となる場合がある。

決算月	延長可能期限
12月決算	7月31日(注)
1月～3月決算(黒字の場合)	11月15日
1月～3月決算(赤字の場合)	1月31日
4月～11月決算	延長不可(4月30日)

(注) 12月決算の会社が比較的多いことより、例年8月中旬まで延長されている。

## (3) 前期赤字の場合

前年赤字の場合には、税務当局から税務申告を猶予する旨の通知が届くことがある。この場合には、翌年以降税務当局からは税務申告書は発行されないため、事実上申告期限は存在しない。ただし無条件で猶予されるわけではないので、以下の点につき留意が必要である。

- 黒字となることが見込まれる場合には、決算期の終了日から4カ月以内に、税務当局に対してその旨の通知が義務付けられており、違反した場合は罰金対象となる。
- 黒字となって税務申告義務が生じた場合、税務申告を行っていない期の分も税務申告書を作成する必要がある。

つまり、税務当局にしても赤字の会社からは税金は取れないので、黒字になった時点までは申告しなくても構わないとの趣旨である。従って、黒字になった年度には、繰越欠損金を確定するためにも過去の期に遡って申告書を作成しなければならないため、将来黒字が見込まれる会社にとっては、申告作業が猶予されているに過ぎない。

## 3-5. 納税方法及び期限

香港は予定納税制度を採用していること、及びその支払は二回に分割されるケースが多いことから、納税通知書を一見しただけではどのように計算されているか分かりづらいため、以下の例をもとに説明する。

(例) 前期確定税額 200、当期確定税額 250 の場合

(1) 当期納付総額の計算

当期確定税額 200 分が前期のうちに予定納税済。従って、当期確定税額のうち、当期に支払う税額は、 $250 - 200 = 50$  となる。また、予定納税額は当期の確定税額である 250 となる。従って、 $250 + 50 = 300$  が当期納付総額となる。

(2) 第一回納付金額と支払日

一般に納税通知書は申告書を提出してから 3～6 カ月程度で発行される。その納税通知書に申告期限と申告金額が記載されているが、一般に第一回納付金額は総額の 75% で、納付期限は納税通知書日から 1～2 カ月後となっていることが多い。この例の場合、第一回納付金額は、 $300 \times 75\% = 225$  と計算される。

(3) 第二回納付金額と支払日

第二回納付金額は、第一回納付金額の残額であることから総額の 25% であり、またその納付期限は第一回納付期限から 3 カ月後となっていることが多い。

## 4. 給与所得税

### 4-1. 納税義務者

内国歳入法により、給与所得税の納税義務者は、その課税年度において香港源泉の雇用、役職又は年金に基づく所得がある者とされている。なお、課税年度は、4 月 1 日から始まる 12 カ月間とされている。

### 4-2. 香港源泉の判定

(1) 雇用所得

雇用所得の源泉地は、以下の 3 要件により判定される。

- ① 雇用契約の締結地が香港か
- ② 雇用主の住所が香港か
- ③ 給料の支払地が香港か

上記の 3 要件を全て満たしてれば、原則として香港源泉とみなされる。

(2) 意図的に要件外しをしている場合

実質判断をされて、香港源泉とみなされる可能性がある。

- (3) 役務が全て香港外で提供されている場合  
香港源泉とはみなされない。
- (4) 雇用契約の源泉地が香港外であって、香港滞在日数が 60 日超の場合  
香港源泉分は、滞在日数基準にて按分計算される。
- (5) 雇用契約の源泉地が香港外であって、香港滞在日数が 60 日以下の場合  
短期滞在者として、香港源泉とみなされない。
- (6) 役員報酬所得  
香港の会社から支給される役員報酬であれば、香港源泉とみなされる。
- (7) 年金所得  
香港で運営・管理されている年金所得であれば、香港源泉とみなされる。

#### 4-3. 課税所得の計算

まず、香港源泉の雇用所得、役員報酬所得または年金所得のうち、課税対象となる所得（課税所得）を計算する。

給与所得項目	課税所得とされる金額	留意点
賃金給料	全額	会社が個人の個人所得税を負担した場合は、賃金給料とみなされる。
有給休暇手当	全額	
役員報酬	全額	
手数料収入（コミッション）	全額	
賞与	全額	計算期間が香港での役務提供に該当する場合、課税対象となる。
チップ及び臨時収入	全額	申告する方は、まず皆無に近いと考えられる。
その他手当		
・会社負担の家賃	総給与所得の 10%	政府当局が発行する住居の不動産価値の方が低い場合、そちらを適用することができるが、実務的でない。
・会社負担の社会保険料	全額	香港会社の負担となる場合、法定福利費には該当しない。

・個人負担の社会保険料	全額	MPF とは異なり、他国の社会保険料は香港では控除できない。
・留守宅手当（日本給与）	全額	
・赴任手当 （海外引越し目的）	ゼロ	赴任手当は、赴任するのに必要と考えられる相当分についてはゼロ、超過する場合は、超過額が課税対象となる。
解雇補償金と長期服務金	ゼロ	
退職金（上記項目以外）	全額	
年金（受領時）	全額	MPF 個人拠出時は控除できる。
ストックオプション	全額	権利行使時点の公正価値で課税対象となる。
会社負担の個人所得税	全額	上述の通り。
会社負担の子供教育費	全額	判例で子供の教育費は親が負担すべきとなっている。
会社負担の帰省旅費	全額	現在は福利厚生とは認められない。

#### 4-4. 純課税所得の計算

純課税所得＝課税所得－寄付金控除－人的控除

##### (1) 寄付金控除

認定寄付先に対する寄付金は課税所得から控除できる。要件は以下の通り。

- ・ HK\$100 以上で、かつ認定慈善団体発行の領収書があること。
- ・ 課税所得の 35% 以下であること。

##### (2) 人的控除

人的控除の種類と控除額は下表の通りである。なお、控除額は 2011/12 年度と 2012/13 年度予算暫定案の金額を表示している。

人的控除項目	控除額 (11/12 年度)	暫定案 (12/13 年度)	留意点
基礎控除	HK\$108,000	HK\$120,000	
配偶者控除	HK\$108,000	HK\$120,000	配偶者が申告しない場合。別居していても扶養していれば適用可。
子供扶養控除	HK\$60,000/1 人	HK\$63,000/1 人	18 歳以下の子供で 9 人まで。ただし、25 歳以下の学生と障

			害者は控除可。
子供誕生控除	HK\$60,000	HK\$63,000	子供が生まれた年のみ。
兄弟扶養控除	HK\$30,000/1人	HK\$33,000/1人	1年を通して扶養している場合に適用可。
父母・祖父母扶養控除 (60歳以上)	HK\$36,000/1人	HK\$38,000/1人	1年を通して扶養している場合に適用可。
父母・祖父母扶養控除 (55歳以上60歳未満)	HK\$18,000/1人	HK\$19,000/1人	1年を通して扶養している場合に適用可。
付加父母扶養控除 (60歳以上)	HK\$36,000/1人	HK\$38,000/1人	同居の場合、上述の扶養控除に更に加算。
付加父母扶養控除 (55歳以上60歳未満)	HK\$18,000/1人	HK\$19,000/1人	同居の場合、上述の扶養控除に更に加算。
寡婦(夫)控除	HK\$108,000	HK\$120,000	1人目の子供を扶養している場合に適用可。
障害者控除	HK\$60,000	HK\$66,000	香港政府認定の障害者を扶養している場合に適用可。
MPF自己負担分控除	HK\$12,000	HK\$14,500	

#### 4-5. 税率

標準税率方式と累進課税方式の2通りで計算した金額のうち、いずれか低い方が最終税額となる。

なお、標準税率方式では課税所得を用いるのに対し、累進課税方式では純課税所得を用いることに留意が必要である。従って、通常は人的控除と累進課税のメリットが取れる分、よほど課税所得が大きくない限り累進課税方式の方が有利である。

- (1) 標準税率方式 (2011/12年度と2012/13年度予算暫定案で変更なし)

$$\text{税額} = \text{課税所得} \times 15\%$$

- (2) 累進課税方式 (2011/12年度と2012/13年度予算暫定案で変更なし)

純課税所得金額	累進税率
～HK\$40,000	2%
HK\$40,000～HK\$80,000	7%
HK\$80,000～HK\$120,000	12%
HK\$120,000～	17%

(注) 2012年2月1日に公示された政府予算案より、2011/2012年度は、HK\$12,000を上限として、最終税額の75%の税額控除が適用される予定(2010/11年度はHK\$6,000)

を上限とする同条件の税額控除があった)。

#### 4-6. 申告期限

毎年 4 月初旬に香港税務局より雇用主（会社）宛に雇用主支払報酬申告書（Employers' Return, Form B.I.R.56A & I.R.56B）が発行されるので、雇用主は、それに税年度期間（前年度 4 月～今年度 3 月）内に支給した給与手当を、従業員各個人別に記載し、発行から 1 カ月以内に税務当局に提出する必要がある。次に香港で従業員を雇用した場合、雇用開始後 3 カ月以内に会社が雇用開始通知書（Form IR56E）を税務当局に提出する義務があり、この通知書が適切に提出されていれば、給与所得のある個人のもとへ、毎年 5 月上旬に個人所得申告書（Tax Return – Individuals, Form B.I.R.60）が送付されてくる。これもまた、申告期限が申告書日付から 1 カ月以内となっているため、通常は 5 月末までに記入を行い、本人が署名を行った上で提出しなければならない。

#### 4-7. 納税方法及び納付期限

事業所得税とほぼ同様に運用されているので、「3. 事業所得税」を参照していただきたい。

### 5. オフショア所得

#### 5-1. オフショア所得とは

香港内源泉所得（＝オンショア所得）しか課税対象としないため、香港外で得た所得（＝オフショア所得）は原則として全て非課税扱いになる。このことをオフショア所得非課税といい、香港と香港外の国の両方から二重に課税される可能性を、香港側があらかじめ課税を放棄することによって防いでいる。これはいわゆるタックスヘイブンと呼ばれる国の税制に見られる一つの特徴でもある。

#### 5-2. 基本的な考え方

オフショア所得と認定されると非課税になるため、オンショア所得とオフショア所得の違いは非常に大きい。しかしながら、現実にはその所得の源泉地がどこになるかについてはグレーな部分が存在する上に、法律上で細かい点まで区分されているわけではないため、これまでも多くの税務訴訟が争われてきた。現在では、過去の判例の積み重ねにより、税務当局の通達ベースとして香港税務局解釈実務指針（Departmental Interpretation and Practice Notes: DIPN）21 号が公表されており、おおよそ以下のような原則により運用されている。

- ① 所得はどのような活動によってもたらされたものなのか、そしてその所得獲得活動がどの場所で行われたかを分析する。これまでの積み重ねで参考にすべき案件はあっても、あくまで個別案件ごとに分析を行い、その結果導き出された所得獲得活動

の場所により所得の源泉地を決定することが原則となっている。

- ② 所得の源泉は個々の取引ごとに、その粗利益の発生の源泉で決定される。
- ③ ある取引について所得の源泉が2カ所以上の場所にあると判断される場合には、所得は貢献度合いの比率により各源泉地に按分される。
- ④ 日常の経営管理業務の行う場所は、所得の源泉地とは直接関係は無い。
- ⑤ 香港外での恒久的施設（Permanent Establishment: PE）の有無は、所得の源泉地とは直接関係は無い。

### 5-3. 具体的な判断基準

#### (1) 卸売業

所得の源泉地は、仕入及び販売契約が実質的に行われた場所により判断される。「実質的に」とされているのは、単に契約書の締結地のみで判断されるわけではなく、実質的な交渉の過程やその他諸々の営業活動も考慮に含まれる、ということの意味している。

具体的には、仕入と売上に関する交渉、契約、その入在庫管理の全てが香港外で行われている場合にのみ、オフショア所得と認定され、そのうちひとつでも香港内で行われるとその取引に関する販売利益は全てオンショア所得とみなされる可能性はあることに留意が必要である。つまり、オフショア所得で申告をしている会社が1件でも香港内で仕入もしくは販売をしてしまうと、オフショア所得分も含め、すべて課税対象となる可能性が出てくる。

従って、現実的には、インボイスだけ香港法人を通してのペーパーカンパニーのような会社にのみオフショア所得が認められると考えておくべきである。

#### (2) 製造業

所得の源泉地は、生産活動にあるとみなされるため、基本的には製造場所により判断される。つまり、製造場所が香港にあれば、販売先が全て香港外でもオフショア所得とはみなされないし、製造場所が香港外であれば、販売先は全て香港でもオフショア所得とみなされる。ただし、製造業といっても必ず販売活動も含むことから、その販売部分の重要性によっては販売部分のオフショア所得は認められない可能性がある。

この典型例が来料加工形態である。来料加工形態は、中国で製造を行うものの仕入や売上及び法人としての管理は香港で行われる。このような形態をそれぞれ原則に戻って判断するのは非常に煩雑な作業であることから、一律に所得の50%をオフショア所得とすることが認められている。

なお、進料加工形態の場合、当該50%をオフショア所得とする概念は認められな

い点には留意すべきである。

(3) 役務提供所得

所得の源泉地は、役務の提供された場所により判断される。ただし、香港法人の役員報酬については、役員としての役務の提供地は香港であるとみなされるため、オフショア所得とは認められない。

(4) 不動産所得

所得の源泉地は、不動産の所在地により判断される。

#### 5-4. 申告方法

オフショア所得は、税務申告時にオフショア申告申請書を提出する必要がある。通常この申請書は速やかに受理されるため、申請時点では特に難しいところはない。

しかし、これまで述べてきたとおり、オフショア申請するとその部分は非課税となるため、当然税務当局としては重点調査対象としている。つまり、オフショア申請から数年内には必ず税務当局から質問書が届くものと考えてよい。そしてこの質問書の中で、さまざまな資料の提出が要求されることが一般的であることから、あらかじめ社内でオフショア所得であることの立証資料を整えておく事務能力がないようでは、事後にトラブルが生じる可能性が高いことはあらかじめ考慮しておくべきである。従って、オフショア申請を行う場合には、初期段階で実績のある会計事務所に相談することをお勧めする。

## 6. 租税条約

### 6-1. 香港での租税協定の進展

上述 2-1 (3) で述べたとおり、香港はオフショア所得非課税方式を採用しているため、そもそも二重課税が生じる可能性が比較的少なく、現実にそのことがビジネスの妨げになるというケースは少ないようであるが、国際特別行政区を目指すべく、現在多数の租税協定に係る進展がある。

### 6-2. 香港と他国との租税協定

2012年3月末現在、日本や中国を含む18カ国と租税条約を締結しており、5カ国との交渉を開始している段階であるが、日本と中国の間では租税条約はあくまで日本と中国間のみの適用で、この租税条約は香港には適用されず、2010年11月9日に日本と香港間で調印された租税協定が2012年4月1日に発効している。

(1) 日本と香港間の租税協定

まず、配当・利子・ロイヤリティ等の使用料・その他投資に係る所得について、投資先（源泉地国）での課税に一定の制限税率が設けられている。

所得の種類	制限税率	摘要
配当	5～10%	受益者が、配当の権利確定日以前の6ヵ月間、該当する法人の議決権付き株式の10%以上を直接または間接的に所有する場合に5%、その他の場合は10%が適用される。ただし、香港側ではそもそも源泉課税はなく、制限税率の適用を受けないと考えられる。
利子	0～10%	受益者が政府関連機関である場合、または受益者の居住地側の政府機関に保証された債権に支払われる場合に免税、その他の場合は10%が適用される。
使用料	5%	すべての使用料について適用されるため、日本側での源泉税率が相当有利となるが、2012年3月現在、一定の条件のもと、香港側でのロイヤリティの源泉税率が4.95%となっており、制限税率の適用を受けないと考えられる。
キャピタルゲイン	各国の法人税率	一定条件のもと、不動産、資産に占める不動産の割合が50%以上である法人に係る株式、所有期間が5年未満の破綻金融機関株式等を除き、居住地国のみで課税。

しかしながら、これらの制限税率は全ての項目で現状の香港税務条例上の税率を超えているため、日本から香港への投資に係る所得については、引き続き香港税務条例に従う形で齟齬は発生しないと考えられる。逆に香港から日本への投資に係る所得については、非常に大きな恩恵が期待される。

第二に、相互協議手続の項目が設けられており、今後、二重課税が生じた場合、その課税の通知から 3 年以内に限り、居住地国（地域）の税務当局へ異議申し立てをすることが可能である。両国間が合意に達しない場合でも、仲裁による救済の可能性もあるため、今後二重課税のリスクは軽減されることが期待される。

最後に、短期滞在者の所得税免税規定について、香港税務条例上は 60 日以上の香港に滞在することで、短期滞在者でないと判断されるが、この規定により 183 日ルールが適用されるようになり、今後は期間が延びることによって短期滞在者の税務処理の煩雑性が軽減され、さらなる人材交流が期待できると考えられる。ただし、逆の捉え方をすると、実務上無申告が多かった、かつ厳しく取り締まられていなかった 60 日以上の滞在について、今後は 183 日を用いて、さらに明瞭に、かつ厳しく取り締まれる可能性があることも示唆しているので、留意が必要である。

## (2) 中国と香港間の租税協定

配当・利子・ロイヤリティ等の使用料・その他投資に係る所得について、投資先（源泉地国）での課税に一定の制限税率が設けられている点は、(1) と同じで、経済環境が異なることにより、条件その他も異なる点がある。

所得の種類	制限税率	摘要
配当	5～10%	中国内外商投資企業（外国投資者 25%以上の持分）からの配当の場合に 5%、その他の場合は 10%が適用される。ただし、香港側では源泉課税はなく、制限税率の適用を受けないと考えられる。
利子	7%	
使用料	7%	すべての使用料について適用。ただし、2012 年 3 月現在、一定の条件のもと、香港側でのロイヤリティの源泉税率が 4.95%となっており、制限税率の適用を受けないと考えられる。
キャピタルゲイン	0～10%	資産に占める不動産の割合が 50%以上である法人に係る株式、企業の総株式の 25%以上の譲渡を受ける場合のその株式等を除き、居住地国のみで課税。

また、相互協議手続についても項目が設けられており、二重課税のリスクは軽減されている。

所得税については、外国税額控除が認められているため、源泉地が両側にあると見なされた場合も、救済を受ける余地があると考えられる。所得税以外の諸税については、香港側で香港源泉利益と関連することを条件として、経費算入が可能である。

最後に、短期滞在者の所得税免税規定について、183日ルールが適用されるが、当該年度を区切らず、当該課税年度の何れの日から開始もしくは終了する12ヵ月間を通じて、183日を超えないこと、となっているので、他国間でのそれとは条件が異なるケースがある点に留意が必要である。また、中国側は香港居住者に対し、中国居住者から給与手当が支払われている限り、課税権を放棄していないので、留意が必要である。

## 7. 移転価格税制

### 7-1. 香港における移転価格税制

ここ香港においては、近年クロスボーダー業務の増加、とりわけ中国本土を絡めたクロスボーダー業務の増加に伴い、二重課税の問題の中で、特に移転価格調整から生じる問題に対処するための方法を以前から求められており、2009年4月30日にDPN45号「移転価格もしくは利益再配分調整による二重課税の排除」を公表しており、2009年7月24日の香港終審法院におけるNgai Lik Electronics Co. Ltd.の上訴上告事案にて、税務当局が敗訴したことをきっかけとして、さらに移転価格税制に関する詳細な通達である、DIPN46号「移転価格ガイドライン – 算定方法及び関連諸問題」が2009年12月4日に公布されるに至っている。

移転価格税制は、海外関連者への不当な低廉販売、もしくは海外関連者からの不当な高価買入れがあった場合、当該取引が通常価格（第三者間もしくは独立企業間価格）で行われた場合と比べて、少なくなってしまった利益を「認定利益」として追徴課税する、というもので、香港のそれも同様である。

基本的に税務当局を含む香港政府は、イギリス統治時代の名残から、慣習法（Common Law）を継続採用している一方で、ここでは経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development: OECD）の移転価格ガイドラインを踏襲した上での規定となっており、DIPN46号の序章では、「当地の法令に反しない限り、OECDの原則を適用することとする」旨が述べられている。

香港は、2012年3月現在18カ国と二重課税防止協定（DTA, Double Tax Agreements）を締

結しており、その中には中国はもちろん、日本も含まれている（2012年4月1日より発効予定）。従って、日本法人、中国法人もしくは香港法人が移転価格に係る更正を受けた場合、DTAを適用し、二重課税を解消することが可能であるが、DTAが存在しない場合、二重課税の解消ができない可能性があり、DIPN46号でも「DTAがない場合は、二重課税の救済が法的に不可能である」旨が表明されている。しかしながら、DTAがない場合であっても、IRDが相手当局の移転価格算定方法とその税額について妥当と判断すれば、税額の還付を受けられる余地は残されている。

## 7-2. 移転価格の申告義務及び移転価格文書作成

### (1) DIPN46号より、法人利得税申告に際して開示義務がある項目

- ① 関連非居住者との取引、
- ② 関連非居住者に支払った無形固定資産の対価、
- ③ 関連非居住者に支払った役務の対価、及び
- ④ 関連非居住者（法人及び個人含む）の概要

### (2) 移転価格文書の作成、提出について

移転価格文書と特定していないが、DIPN24号「サービス会社“第二類”の取決め－法人利得税」において、古くから独立企業間取引について文書作成保存義務について触れられており、「役務提供の対価の計算方法に係る証憑」が含まれているため、IRDによる税務質問・審査・調査時には、納税者は適切な文書を作成保存し、それらをもって、関連者との取引価格及びその損益を合理的に説明、立証する義務があると考えられる。DIPN46号では、IRDによる税務質問・審査・調査において納税者に要求する資料が明記されており、中国における関連者との取引価格の合理性文書程の詳細な分析は不要であるものの、次の4つの項目が「税務調査に必要な帳簿書類」として挙げられている：

- 関連者との関連取引の性質、条件、価格、数量の明確化、
- 比較対象の選択を含めた取引価格及び条件の設定方法、
- 市場情報、第三者との比較対象分析による検証、及び
- 比較可能内部取引情報（業務請負契約、売買契約及び金銭貸借契約等）

### (3) 移転価格の算定方法

OECDのガイドラインが原則のため、独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法、取引単位営業利益法及び利益分割法は並列的に取り扱われる。また、独立企業間価格及び利益率の計算において、「幅」の概念及び多年度平均値の使用が認められる。

## 8. タックスヘイブン対策税制

### 8-1. タックスヘイブン対策税制とは

タックスヘイブン対策税制がこれまで述べてきた税制と根本的に異なるのは、香港の税制の話ではないということである。しかし、香港が低税率やオフショア所得非課税といういわゆるタックスヘイブンの特徴を持つことは先に述べたとおりであり、タックスヘイブン対策税制の話を省くことはできない。

ここで先進国の立場より、このようなタックスヘイブンに自国の会社や個人がこぞって所得を移すことになれば、自国の税収が減少することは明らかであるため、ほとんどの先進国では、このような事態を防ぐために、タックスヘイブン対策税制と言われる税制を設けている。この仕組みは国によってまちまちではあるのだが、概ね香港ほどの国のタックスヘイブン対策税制にも該当してしまうため、国際的な節税スキームを構築するためには、タックスヘイブン対策税制の検討が不可欠となる。

ここでは日本のタックスヘイブン対策税制についての説明を行うこととする。なお、概観をつかんでいただくことを目的とするために、細かい要件等については意図的に省いて記載している部分もあることから、具体的な検討の際には日本国税理士に事前に確認を行っていただくことをお勧めする。

### 8-2. 納税義務者

まず、日本法人もしくは日本居住者が 50%超支配している外国法人は、外国関係会社として定義される。これは直接的に保有するだけでなく、間接的に保有している場合も含まれるので、誰かの名義を借りている等では回避できないことに留意していただきたい。

この外国関係会社のうち、法人税が 20%（2010 年 4 月 1 日より適用、それ以前は 25%以下）以下の国にある外国関係会社は、特定外国子会社等として定義される。香港の法人税は 16.5%（2011/12 年度）であることから、上記の外国関係会社に該当すれば無条件で特定外国子会社等に該当する。

この特定外国子会社等の株式を 10%以上直接または間接に保有している日本法人もしくは日本居住者が、納税義務者となる。

### 8-3. 合算課税

上記の納税義務者になった場合には、特定外国子会社等の所得を日本で合算申告しなければならないが、具体的に例で確認した方が分かりやすいので、まずは下表をみていただきたい。

<例> 香港法人は日本法人の 100%子会社。当期の利益は 1,000（人件費 0）。利益を全て留保して配当は行わない。

① 香港法人の利益	1,000	
香港の事業所得税	<u>165</u>	a
差引留保利益	<u>835</u>	
② 日本法人の法人税納付額		
香港現法の利益を加算	1,000	
日本の法人税等（40%と仮定）	400	b
香港現法の納付税額控除	<u>165</u>	c
差引親会社の法人税納付額	<u>235</u>	d=b-c
③ グループ全体の法人税等	400	a+d

つまり、上図のように合算課税が行われると、グループ全体では日本の法人税（税金の支払地は香港で165、日本で235）の税率で税金を支払ったのと同じことになる。

従って、日本での租税回避目的で税率の低い香港に法人設立をしたとしても、この仕組みにより租税回避を防いでいるのである。

#### 8-4. 適用除外要件

租税回避目的ではなく正当な経済的合理性があつて設立した外国法人にまで租税回避行為だとして日本の税率で縛るということは自由経済の妨げになることから、以下の要件を全て満たす特定外国子会社等については、タックスヘイブン税制の適用除外とする定めが設けられている。

##### (1) 実体基準

事業を行うのに必要な事業所、店舗、工場等の固定施設を香港（本店所在地国）内に保有もしくは賃借していることを指し、ペーパーカンパニーは適用除外にならない。

また、明文はないものの、事業を行うのに必要な数の従業員（最低専従者1名）が雇用され、かつ常駐していることが必要と考えられている。

以上から、営業活動のために必要な物的施設と労働提供が条件といえる。

##### (2) 管理支配基準

香港現法が、事業の管理・支配及び運営を、香港現法自ら、香港（本店所在地国）内で行っていることを指し、具体的には、香港内で、

- 役員（常勤）が職務を執行していること
- 株主総会、取締役会を開催していること
- 会計帳簿を作成、保管していること（香港内会計事務所への外部委託は問題ない）

等を勘案して、総合的に判断することになっている。

親会社等の香港現法に対する管理支配についていうと、親会社等の株主は、株主としての地位に基づく権利（合併・配当等の承認、取締役の任命等）を行使するのは当然であり、管理支配には当たらない。ただし、それ以外の日常の香港現法事業に関与する場合には管理支配に該当し、取締役会が日本の親会社で行われており、取引の基本的事項は親会社が決定し、子会社はその指示に従っていたことを理由にこの基準を満たしていないとされた例がある。

しかし、例えば香港現法が事業計画の策定の際に親会社と協議し意見を求めているからといって、そのことだけでは、この管理支配基準を満たしていないとは言えないとしている。

子会社である以上は全く親会社が関与しないということはありません。このように各事例によって香港現法の独立性の判断は異なっているが、親会社が何らかの管理支配を行うことで、本来親会社が得るべき利益が香港現法に移転していることが明らか場合は、この基準によって否認される可能性がある、と捉えておいた方がよいと思われる。

(3) 非関連者基準または所在地国基準

香港現法の主たる事業内容によって、次の (a)、(b) のいずれかが適用される。

<p>(a) 非関連者基準</p>	<p>香港現法の主たる事業内容が卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水産業、並びに航空運送業の場合、収入金額と仕入（支払）金額のいずれか一方の金額の 50%超について非関連者（注）との取引であること</p> <p>（注）関連者とは以下の者を言う：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 香港現法株式の 10%以上を直接・間接的に保有する日本法人（同族関係者を含む）</li> <li>- その子会社（香港現法にとって兄弟会社）</li> <li>- その親会社（親会社の親会社）</li> <li>- 香港現法の子会社</li> </ul>
<p>(b) 所在地国基準</p>	<p>香港現法の主たる事業内容が (a) 以外の業種の場合、主としてその事業活動を香港内において行っていること</p> <p>業種例...製造業（注）、小売業、サービス業、建設業、不動産業</p> <p>（注）主たる事業内容の判定は、原則として日本標準産業分類の分類を基準として判定することになっている。これによると、製造問屋（自らは製造を行なわないで自己の所有に属する原材料を下請工場等に支給して製品を作らせ、これを自己の名称で卸売する者）は、</p>

卸売業に分類されているため、香港特有の来料加工形態は現在も議論となっている。
--

#### (4) 統括会社

2010年4月1日より、統括会社という概念が追加されており、(1) 事業基準で適用除外に当てはまらない会社、または(2) 卸売業で非関連者基準の適用除外に当てはまらない会社であっても、統括会社である場合、適用除外要件を満たせる可能性がある。

統括会社の定義は、「他の外国法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じて、その収益性の向上に資する業務を行う場合における、当該他の外国法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるもの」とされているが、要件を要約すると、次の通りである：

- 統括会社は日本法人の完全子会社で、被統括会社は2社以上
- 日本法人が被統括会社の持株比率・議決権比率いずれかの50%以上を直接または間接保有
- 統括会社が被統括会社の持株比率・議決権比率ともに25%以上を直接保有
- 本店所在地に事務所等の固定施設があり、取締役以外の従業員（高度な経営能力を有する者）を有する
- 年度末において、被統括会社の株式簿価合計が、株式全体の簿価合計の50%以上
- 被関連会社との間における契約に基づき行う業務のうち、当該被統括会社の事業の方針の決定もしくは調整に係るもの(当該事業遂行上不可欠であるものに限る)であり、一括して行うことにより被統括会社の収益性の向上に資することとなると認められたもの（＝統括業務）

#### (5) 部分適用対象金額

上述の統括会社により、適用除外要件が一部緩和されているものの、部分適用対象金額が存在する場合は、たとえ適用除外要件を満たしていても、合算課税の対象となる可能性がある。ただし、下記の項目の合計金額が、(1) 一千万以下である、あるいは(2) 課税所得全体に占める割合が5%以下である場合に、合算課税不適用となる。

- ① 持株比率が10%未満の会社からの剰余金配当金
- ② 貸付金の利子
- ③ 債券の償還差益もしくは譲渡益
- ④ 持株比率が10%未満の会社の売買益
- ⑤ 特許権等の使用料
- ⑥ 船舶または航空機の貸付けによる対価

(注) 上述の①～④について、主たる事業の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたものは除く。

## その他（労務）

### 雇用条例

香港の雇用条例は人事管理の基準となるもので、日本の労働基準法に相当する規定である。同条例は 2007 年に[2007 年度雇用(改定)条例]が制定された後、2010 年にも条文を追加する修正が行われた。

雇用条例の主要点は以下の通り。

### 雇用契約

雇用契約とは、雇用主と労働者間によって取り交わされる契約であり、口頭または書面によって成立する。香港では、雇用契約は継続的雇用契約かどうかで判断され、継続的雇用契約とは、実際の労働時間が 18 時間/週以上で、連続 4 週間雇用されている労働者と雇用主との間の契約を指す。

#### ・ 雇用条件

雇用主は採用予定者に対して、下記雇用条件を説明しなければならない。

- ・ 賃金（基準額、時間外手当、各種手当）
- ・ 賃金支払期間
- ・ 契約解除に必要な予告期間
- ・ 年末手当の金額と支払時期

書面にて雇用契約を締結している場合には、必ず雇用主は、当該契約の写しを労働者に渡さなければならない。雇用契約が口頭の場合、労働者は雇用主に対し、雇用条件を明記した書面を要求する事ができる。

雇用主が、雇用条件を改正する場合には、労働者に速やかに通知しなければならない。

#### ・ 雇用契約の存続期間

雇用主と労働者が特に協議しない限り、継続的契約である全ての雇用契約は月々の更新からなる 1 ヶ月契約であるとみなされる。

#### ・ 賃金及び雇用記録保管

雇用主は過去 12 ヶ月間分の労働者の賃金・雇用記録の保管義務がある。労働者が離職した場合、離職後 6 ヶ月間となる。

賃金及び雇用記録には以下の内容を含む必要がある。

1. 労働者の氏名・香港身分証番号

2. 労働者の雇用開始年月日
3. 労働者の職位
4. 労働者の賃金支払形態（時・日・月払いいずれか）・賃金額
5. 賃金計算期間
6. 年次有給休暇、傷病日、産前産後休暇、休日の期間
7. 労働者が取得する権利を有する期間、及び
8. 労働者がすでに取得した期間、及びそれらに関連して支払われた手当詳細
9. 年末手当の金額・それに関連する期間
10. 雇用契約解除に必要な通告期間
11. 雇用契約終了年月日

・違反と罰則

雇用主が労働者の賃金及び雇用記録を保管しない場合、最高 1 万香港ドルの罰金が科される。劳工処の職員は上記の記録を検査、関連する書類の提出を求める権利を有し、劳工処の要求に応じない場合、最高 10 万香港ドルの罰金及び 1 年の禁固刑に処される。

賃金

賃金とは労働者が提供した役務に対して、雇用主から支払われる全ての報酬、収入、手当等を指す。

・賃金支払い

賃金計算期間の最終日あるいは最終日より 7 日以内に支払わなければならない。期限内に支払いが行えない場合、雇用主は遅滞した賃金について利息を支払わなければならない。

・違反と罰則

合理的な理由なしに賃金の支払いを怠った雇用主は最高 35 万香港ドルの罰金及び禁固 3 年の刑に処される。また、合理的な理由無しに遅滞分の利子支払を怠った雇用主は最高 1 万香港ドルの罰金となる。

休息日

休息日とは、労働者が 24 時間以上継続してその役務を免除される期間のことであり、継続的契約に基づき同一の雇用主に雇用される全ての労働者は 7 日毎に少なくとも 1 日の休息日を与えられなければならない。

・休息日の強制労働

雇用主は予測不能な事由（機械の故障など）により必要とされる時を除いて休息日に労働者に労働を命じてはならない。休息日に労働を命じる場合、雇用主は以下の事

項を遵守しなければならない。

1. その日から 30 日以内に代替の休息日を付与。
2. 休息日の労働が必要となってから 48 時間以内に代替休息日に関して労働者へ通知。

- ・違反と罰則

雇用主が労働者に休息日を与えない場合、或いは休息日に労働を強制した場合、最高 5 万香港ドルの罰金となる。

- ・香港の法定休日

雇用年数に関わらず全ての労働者は以下の法定休日を与えられる。

1 月 1 日

旧暦正月の元旦

旧暦正月の 2 日目

旧暦正月の 3 日目

清明節

5 月 1 日

端午節

7 月 1 日

中秋節の翌日

重陽節

10 月 1 日

雇用主の随意で冬至またはクリスマス

雇用主が法定休日に労働者に労働を要求する場合は振替休日を与えなければならない。

- ・休日手当

法定休日から 3 ヶ月より以前に、継続的契約に基づき雇用契約を結んでいる労働者は、休日手当を受給できる。休日手当は直近 12 ヶ月の平均賃金の一日当たり相当金額である。

- ・違反と罰則

付与すべき休日を与えること、支払うべき休日手当を支払うことを怠った雇用主は最高 5 万香港ドルの罰金の対象となる。

### 年次有給休暇

- ・有給休暇取得権利日数

継続的雇用契約に基づき 12 ヶ月以上の間雇用された労働者は、勤続年数に応じて 7 日～14 日の年次有給休暇を獲得できる。継続的雇用契約とは、同一の雇用主の下、4 週間以上、18 時間/週以上の就労を伴う雇用契約を指す。また、10 日以上 of 年次休暇を取得

す

る権利があれば、10日を超過する日数分は手当として受け取ることも出来る。また、雇用主の同意があれば、取得権利日数以上の年次有給休暇を得ることも可能である。

#### 有給休暇取得権利日数

勤務年数	有給休暇取得権利日数
1	7
2	7
3	8
4	9
5	10
6	11
7	12
8	13
9年以上	14

- ・ 年次休暇手当の支払い

年次休暇手当は直近12ヶ月の平均賃金日額相当であり、年次休暇直後の賃金支払日までに支払われなければならない。

- ・ 平均賃金（日額）の計算方法

$$\text{平均賃金（日額）} = \frac{\text{（特定日の直前12ヶ月間に労働者が得た賃金－除外賃金*）}}{\text{（365－除外期間*）}}$$

- \* 除外賃金及び期間

以下の状況下で、全額賃金が支払われなかった場合または賃金支払いがなかった場合は、その総額及び対応する期間を平均賃金計算から除外しなければならない。

1. 雇用条例に定める休暇（休息日、法定休暇、年次有給休暇、産前産後休暇、疾病日）
2. 労働者災害補償条例に基づく業務災害による疾病休暇
3. 雇用主同意の上取得した休暇
4. 通常の就業日に業務が与えられなかった場合

- ・ 違反と罰則

正当な理由なく、年次休暇を与えること、支払うべき年次休暇手当を支払うことを怠った雇用主は最高5万香港ドルの罰金の対象となる。

#### 傷病休暇

・ 傷病休暇とは

以下の条件を満たす場合、傷病休暇と見なされ傷病休暇の受給が可能となる。

1. 連続して4日以上傷病日を取得した場合(産前産後検査や関連する治療に関しては、4日未満でも受給可能)。
2. 医師による診断書がある場合。
3. 累積した傷病手当の取得権利日数がある場合。

・ 傷病手当支給額

傷病手当は平均賃金日額の5分の4相当であり、傷病休暇直後の賃金支払日までに支払われなければならない。

・ 取得権利日数

継続的契約の下雇用されている労働者は、有給傷病日の累積が可能である。最初の12ヶ月目までは、1ヶ月毎に2日、13ヶ月目からは1ヶ月毎に4日の割合で、最高120日まで累積可能である。

・ 傷病日の記録

雇用主は、以下の記録を保管しなければならない。

1. 各従業員の雇用開始日・雇用契約解除日
2. 各従業員の累積有給傷病日日数
3. 各従業員の取得済み有給傷病日日数・合計有給傷病日日数から差し引いた有給傷病日
4. 支払済み傷病手当額・傷病手当が支払われた傷病日

雇用主は労働者が職場復帰後7日以内に、傷病日の記録に署名を取り付けなければならない。労働者には記録を閲覧する権利がある。

・ 違反と罰則

正当な理由なく、支払うべき傷病手当を支払うことを怠った今日主は最高5万香港ドルの罰金の対象となる。

### 出産育児保障

・ 産前産後休暇の取得

雇用条例に定める産前産後休暇開始日

	産前産後休暇開始日
雇用主の同意がある場合	出産予定日より2-4週間前の任意の日
労働者の意思表示がない場合、雇用主の同意	出産予定日より4週間前

がえられない場合	
出産予定日よりも実際の出産日が早い場合	<p>実際の出産日</p> <p>(労働者は出産日から 7 日以内に出産日及び産後休暇取得の旨を雇用主に通知する必要がある)</p>

- ・産前産後休暇手当

産前産後休暇開始日以前より、40 週間以上継続的契約に基づき雇用されている女子労働者は、産前産後休暇取得の旨と妊娠証明を雇用主に通知することにより、産前産後休暇手当を受領することができる。なお、産前産後休暇手当は、平均賃金日額の 5 分の 4 に相当する。

- ・違反と罰則

合理的な理由なしに産前産後休暇の付与及び産前産後休暇手当の支払いを怠った雇用主は、最高 5 万香港ドルの罰金の対象となる。

## 年末手当

- ・年末手当の受領権利

算定期間（契約で規定された期間、特別な規定がない場合は旧暦の一年間）において、継続的契約に基づき雇用されている労働者は、雇用契約に従い年末手当を受給出来る。

- ・年末手当支給額

年末手当の支給額は、雇用契約で定められている金額。雇用契約で定められていない場合は平均賃金月額に相当する額となる。

- ・年末手当按分

労働者が継続的契約に基づき、算定期間内に 3 ヶ月以上雇用され、以下の条件に適合する場合、年末手当の按分を受けることができる。

1. 算定期間後も引き続き雇用される場合。
2. 解雇（労働者の不当行為による解雇を除く）された場合。

なお研修期間は、3 ヶ月を超えない範囲で、年末手当按分の計算から除外することが可能となる。しかし研修期間を除き算定期間が 3 ヶ月以上になる場合、研修期間を含む全雇用期間を用いて按分される。

- ・違反と罰則

合理的な理由なしに年末手当を支払わない場合、雇用主は最高 5 万香港ドルの罰金の対象となる。

## 雇用契約解除

- ・雇用契約解除の予告期間と解雇通告に替わる支払い

雇用主或いは労働者が雇用契約を解除する場合、相手側に対し適当な予告期間もしくは解雇通告に替わる支払いが必要となる。

### 雇用契約解除の予告期間と解雇通告に替わる支払い

雇用状況		予告期間	予告通告に替わる支払い
	試用期間 1 ヶ月以内	不要	不要
試用期間	試用期間 1 ヶ月後	雇用契約に規定あり 雇用契約に従う が 7 日以上	予告期間の 給与相当額
		雇用契約に 規定なし	少なくとも 7 日間分の 給与相当額
試用期間 なし / 試用期間 後	雇用契約に規定あり	雇用契約に従う が 7 日以上前	予告期間の 給与相当額
	雇用契約に規定なし	1 ヶ月以上前	少なくとも 1 ヶ月分の 給与相当額

- ・予告通知及び予告通知に替わる支払いなしの契約解除

以下の状況の場合、雇用主または労働者は雇用契約解除の予告通知及び予告通告に替わる支払いなしで契約解除が可能となる。

### 予告通知及び予告通知に替わる支払いなしの契約解除

予告通知及び予告通知に替わる支払いなしの契約解除	
雇用主	労働者
*不正・詐欺行為	*雇用主による虐待
*常習的な職務怠慢	*暴力或いは傷病から身体に危害が加わる恐れがあるという正当な理由がある場合
*労働者が合理的な命令に従わない場合	*同一の雇用主の下、連続して 5 年以上勤務したもので登録医師から当該労働者が永久に現在の職務に適さないと診断書が発行された場合

## 雇用保護

・雇用保護に関する条件及び補償雇用保護に関する条件や補償は、解雇の状況により異なる。 雇用保護に関する条件及び補償

状況	条件	補償
不当な解雇	①継続的雇用契約に基づき 24 ヶ月以上雇用され、 ②雇用条例に規定された理由以外の理由により解雇された場合。	復職・再雇用
雇用契約の不当な変更	①継続的雇用契約に基づき雇用され、雇用契約条件が労働者の同意なしに変更され、雇用契約にそのような変更が明文化されていない場合。 ②雇用条例に規定された理由以外の理由により、雇用契約の条件が変更された場合。	雇用終止金
不当・非合法的な解雇	①雇用条例に規定された理由以外の理由により解雇された場合。 ②解雇が違法である場合	復職・再雇用 最高 15 万香港ドルの補償金

### ・雇用終止金

雇用保護に関連し、復職や再雇用が命令されない場合、雇用者は雇用終止金を労働者に支払う義務がある。

### ・雇用終止金に含まれるもの

1. 雇用契約に基づき労働者に受給権利のある賃金及びその他の支払
2. 予告通告に替わる支払
3. 年末手当
4. 産前産後休暇手当
5. 解雇補償金・長期服務金
6. 疾病手当
7. 休日手当
8. 年次休暇手当
9. 雇用条例及び雇用契約に規定された支払

### ・雇用保護の補償請求

雇用保護申立を行う場合、関連する雇用契約解除日より 3 ヶ月以内に書面で雇用主に通知する必要がある。

<例外>

以下に関する雇用差別には本規定は適用されない。

性別に関するもの 「性的差別条例」適用

身体障害に関するもの 「身体障害者差別条例」適用

家族状況に関するもの 「家族状況差別条例」適用

#### 解雇補償金・長期服務金

##### ・解雇補償金・長期服務金の受給資格

解雇保証金及び長期服務金とは、労働者が一定の条件の下、解雇・退職した場合、雇  
用者から受給できる手当であり、これらを同時に受給することは出来ない。

##### 解雇補償金受給資格

雇用期間	条件
継続的雇用契約に基づき、24 ヶ月以上雇 用されている。	・ 余剰人員整理を理由に解雇された場合。 ・ 雇用期間が定められた雇用契約の終了後に 余剰人員整理を理由に解雇された場合。 ・ 一時解雇された場合。

##### 長期服務金受給資格

雇用期間	条件
継続的雇用契約に基づき、5年以上雇用さ れている。	・ 解雇された場合（労働者の不法行為による 解雇・余剰人員整理のための解雇を除く）。 ・ 雇用期間が定められた雇用契約の終了後に、 余剰人員整理を理由に解雇された場合。 ・ 労働者の志望 ・ 労働者が永久的に契約上の業務に不適格で ある場合。 ・ 65歳以上の労働者の辞職。

##### ・解雇補償金及び長期服務金の算出方法

解雇補償金及び長期服務金の算出方法は以下の通りである。

##### 月払い労働者

i (最終月給給与額 × 2/3) × 就業年数

ii (22,500 香港ドル × 2/3) × 就業年数

上記のいずれか少ない金額が適用される。

i の場合、最終月給ではなく、直前 12 ヶ月の平均賃金月額を選択することも可能で

ある。

#### 日払い出来高労働者

- i (直前の 30 日間のうち労働者が選んだ通常労働日 18 日間の給与) × 就業年数
  - ii (22,500 香港ドル×2/3) × 就業年数
- 上記のいずれか少ない金額が適用される。

雇用期間が一年間に満たない場合は按分する。

#### ・ 違反と反則

合理的な理由なしに雇用主が解雇補償金を支払わない場合、最高 5 万香港ドルの罰金の対象となる。

合理的な理由なしに雇用主が長期服務金を支払わない場合、最高 35 万香港ドルの罰金及び 3 年の禁固刑に処される。

#### 労働組合活動への差別待遇からの保護

#### ・ 労働者の権利

全ての労働者は、以下の権利を有する。

1. 労働組合に参加する権利
2. 労働組合を結成する権利
3. 労働組合登録申請のために第三者と提携する権利

#### ・ 雇用主に対する規定

雇用主は以下の規定を遵守しなければならない。

1. 労働者による上記の権利行使を阻止・思い止まらすことは出来ない。
2. 上記の権利を行使した労働者を解雇し、罰則を付与し、差別することは出来ない。
3. 雇用契約において上記権利行使を禁止することは出来ない。

#### ・ 違反と罰則

合理的な理由なしで、雇用条例定められている労働組合活動への差別待遇に関する雇用主に対する規定を看過した場合、最高 1 万香港ドルの罰金の対象となる。

#### 2010 年雇用(改訂)条例

労資審裁処(Labor Tribunal)或は少額報酬賠償仲裁処(Minor Employment Claims Adjudication Board)の裁決通りの支払いを行わない場合の刑事責任

賃金、年末報酬、産休手当及び解雇補償金、長期服務金、疾病手当、休暇手当、有給手当等の支払いに対し、上述の裁決が行われた後 14 日以内にこれらの支払いを行わず、またこれらの行為が会社の董事或は責任者の同意を得た上で行っており、起訴された場合に、最高 35 万香港ドル及び 3 年の禁固刑に処される可能性がある。

## 最低賃金

最低賃金の法制化について、数年の議論を経て香港で初めて、2010 年 7 月 17 日に立法会にて「最低工資条例」が可決され、28 ドル／時という水準が同年 11 月 10 日行政会議で承諾され、2011 年 5 月 1 日より施行された。

「最低工資条例」では、2 年に 1 回見直しを行う（作業主体は最低賃金委員会）ことが規定されるほか、以下のような内容も含まれている。

時給の定義：当直勤務時間を指し、作業時間であるか訓練時間であるかを問わない。業務にかかる交通所要時間も勤務時間に入るが、通勤時間は含まれない。

最低給与適用免除：家政婦、インターン（勤務日数 60 日以下）などは、最低給与の適用外となる。

## 強制積立退職金制度－「強制性公積金」MPF（Mandatory Provident Fund）

香港の法定社会保険である強制積立退職金制度（MPF）は 2000 年 12 月より導入された。

対象者

香港企業の、18 歳から 65 歳までの被雇用者で、60 日以上雇用される者。但し、以下の場合は適用範囲外とすることができる。

- ・香港での就労が 1 年未満である者、及び香港外で年金制度に加入している者。  
（例：日本の厚生年金加入者は、対象外となる）
- ・家政婦
- ・公務員など既に法定の年金制度に加入している者

管理運営

強制性公積金計画管理局（MPFA）により認可を受けた保険会社や銀行の信託子会社

積立額

月額給与の最低 10% で、企業 5% 及び個人負担 5% である。但し月額給与が 2 万香港ドルを超える場合、企業・労働者それぞれの拠出限度額は 1 千香港ドルで、それを超える部分は双方とも任意である。月額給与が 5 千香港ドル未満の場合は従業員の拠出義務が無い。

なお月額給与とは、住宅手当を除く月々の全支給額で、ダブルペイ、ボーナス、残業、交通費等も含まれる。

月額給与	月額積立額	
	雇用主	従業員
～ 4,999 香港ドル	最低 5%	対象外
5,000 ～ 20,000 香港ドル	最低 5%	最低 5%
20,000 香港ドル～	1 千香港ドルの拠出限度を超える 超過分のみ任意加入。従業員が超 過分に対して加入した場合でも、 雇用主に加入義務は発生しない。	1 千香港ドルの拠出限度を超える 超過分のみ任意加入。雇用主が超 過分に対して加入した場合でも、 従業員に加入義務は発生しない。

(注) 2012年6月1日より、1千香港ドルの拠出限度が1,250香港ドルに引き上げられるため、当該拠出限度の対象となる月額給与最大額は、25,000香港ドルとなる。

#### 受給

65歳で初めて受給が可能となるが、以下は例外となる。

- ・ 60歳以上で早期退職制度を適用する者
- ・ 永久に香港から離れる者
- ・ 死亡時、重度の障害発生時

#### 従業員の転職

従業員は転職に際し、それまでの積立金をそのまま同じMPF口座に保管しておくか、または転職先のMPF管理会社の口座に移転させることが可能である。

#### 違反と反則

合理的な理由なしに雇用主がMPFの積立を行わない場合、経営者は最高10万香港ドルの罰金及び6ヶ月の禁固刑に処される。

## 居留許可

#### 就業ビザ

- ・ 申請条件
  - a. 保安上の拒否理由が無く、犯罪記録が無い

- b. 良好な学歴を有し、職位に関する学士学位、技術資格等専門の能力、経験・業績等を有する
- c. 雇用が確実で、業務と学歴或は業務経験の関連があり、香港当地の人員では代替が困難
- d. 報酬・待遇（賃金、住居、医療その他の福利待遇）が香港当地の専門人材市場の報酬・待遇に相応しい
- e. 申請者が香港経済に貢献することができる

また、当該職位が空席に伴う雇用かどうか、当該職位の空席を香港当地の人員により補うことができないか、といった点が考慮される。

・ 申請書類

- a. 申請表（ID 999A）及び（ID999B）
- b. 写真（5.5 × 4.5）
- c. パスポートコピー（写真の頁に加え、香港に滞在中の場合は直近の香港入国記録のある頁）
- d. 申請者の香港身分証明書（ある場合）
- e. 学歴・業務経験証明のコピー
- f. 会社及び申請者の署名した雇用契約或は任命書のコピー、職位、賃金、その他福利、雇用期間の明記されたもの
- g. 申請者が香港にて投資する場合、2年間の投資計画（開業者）投資金額、当地職位、オフィス等
- h. 会社の商業登記コピー
- i. 会社の財政状態証明（監査報告書、納税申告書等）
- j. 会社の関連情報（パンフレット、カタログ等）

・ 所要時間

申請資料が揃って受理された後、1ヶ月程度

・ 許可

許可を得た後、会社よりビザ/入国ラベルを取得し、申請者に渡したものをパスポートに貼りつけて香港に入国する。

・ 更新

ビザの期限4週間前までに、更新申請を行う。ビザの期限は通常、2年、2年、3年というパターンで許可される。

## 香港 ID（香港身分証）

香港に 180 日以上滞在する場合には、香港身分証明書 ID カードを申請する。11 歳以上の全ての香港居住者は携帯が義務付けられているため、就業ビザ取得後に、速やかに ID カードの申請を行う必要がある。

### ・香港 ID カードの申請

- 1) 入国管理局へ予約
- 2) 入国管理局にて申請
- 3) ID 証明書を入手
- 4) 2-3 週間後に入国管理局にて本カードを入手

・在住許可である「香港身份證」を取得し、7 年以上香港に居住した場合、「香港永久性居民身份證」を申請取得することができる。

## 資本投資移民ビザ

香港政府は 2003 年 10 月より海外からの投資家に対する居留許可として、「資本投資者入境計画/Capital Investment Entrant Scheme」を設置しており、一定額以上の資産を保有していることが審査され確認されれば、ビザが発給される。

### ・申請条件

次の条件全てを満たす者。

- a. 申請時に 18 歳以上であること。
- b. 申請日より過去 2 年間を通し、650 万香港ドル（2010 年 10 月 14 日より 1 千万香港ドルに改正）以上の資産を保有していること（香港内外問わず、申請者個人名での保有資産）を銀行などの英文エビデンスで証明できること。
- c. 上記①②の条件に加え、下記の条件のいずれかに該当すること。
  - ・ 外国国籍（アフガニスタン、アルバニア、キューバ、北朝鮮以外）  
或いは、
  - ・ 澳門特別行政区居住者  
或いは、
  - ・ 中国国籍で、且つ外国の永住権を持っている方  
或いは
  - ・ 無国籍だが、既に外国での永住権取得者

或いは

- ・台湾居住者

・適用資産の種類

- a. 株式投資 香港証券取引所の上場会社株式（香港ドル取引）
- b. 債券 香港特別行政区政府指定の機構が発行する債券
- c. 1年以上の定期預金
- d. 劣位弁済債務（Subordinated Debt）
- e. 香港政府の指定する金融商品（基金）

\*香港内の商業、工業、住宅不動産物件（土地と建物を含む）は、2010年10月14日の改正より適用対象外となった。

・手続手順

資産証明を申請書類とともに入国管理局へ提出。

入国管理局にて審査。審査所要時間は、申請者が多いために半年以上かかっているのが現状である。

入国管理局より、3ヶ月の滞在ビザが発行される。（来港用）

香港に於いて、上述のいずれかの投資を行い、証明書類、申請書類とともに、入国管理局へ申請提出する。

入国管理局の審査（約4－6週間）。

入国管理局、香港政府より正式に「資本投資移民ビザ」が許可される。

24ヶ月滞在可能なビザの発給。

香港IDカード申請と取得（2－3週間）

- ・在住許可である「香港身份證」を取得し、7年以上香港に居住した場合、「香港永久性居民身份證」を申請取得することができる。

(以上)